

神奈川県立田奈高校での 生徒支援の新たな取り組み

— 図書館でのカフェによる交流相談を中心に —

平成 27 年度 教員地域貢献活動支援事業報告書

平成 28(2016)年 3 月

横浜市立大学

目次

はじめに	1
	横浜市立大学教授 高橋 寛人
1 本研究の目的	
2 本報告書の概要	
3 今後の研究について	
第1章 高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させる	4
	神奈川県立田奈高等学校校長 中野 和巳
1 クリエイティブスクールとして再出発	
2 「支援教育」の視点で学校づくりを推進	
3 「対話」を基本においた教育実践	
4 生徒支援の三つの柱	
5 キャリア支援センター	
6 進学によらない資格取得プログラム	
7 高校を社会的セーフティネットとして機能させる	
第2章 困難を有する高校生のキャリア支援	12
一 神奈川県立田奈高等学校の実践を通しての報告	
	神奈川県立田奈高等学校総括教諭、同校キャリア支援センター事務局長 金澤 信之
はじめに	
1 学区撤廃とクリエイティブ高校入試	
2 困難とは	
3 進路未決定者	
4 高卒就職とは	
5 田奈高校の就労支援	
6 保育プログラム	
7 田奈高校の相談支援	
おわりに	
第3章 スティグマを生まない支援の実践	20
一 ぴっかりカフェという学校図書館の可能性	
	NPO 法人パノラマ代表理事 石井 正宏
1 支援が必要な状態にありながら、支援を受けていない若者はどれくらいいるのだろうか？	
2 「助けてと言わない人をどう助ければいいのか？」。	
3 若者たちの心的ハードルとは何か？	

- 4 高校生に支援を“させてもらう”ために必要なもの
- 5 「誰かが受けられる支援」ではなく「誰もが受けられる支援」
- 6 信託貯金で個人への支援フェーズへ
- 7 「信託貯金」を使って相談をする生徒たち
- 8 相談者であることカモフラージュすることができる図書館
- 9 「相談なんて言葉使ったら誰も来なくなっちゃう」

第4章 びっくりカフェが学校図書館にもたらした意義の検討 26
 神奈川県立田奈高等学校 学校司書、NPO 法人パノラマ理事 松田ユリ子

- 1 「居場所」と学校図書館
- 2 「カフェ」と学校図書館
- 3 「若者支援」と学校図書館
- 4 「文化的シャワー」と学校図書館
- 5 まとめと今後の課題

第5章 高校就学保障と義務教育段階での学習支援 33
 横浜市立大学教授 高橋 寛人

はじめに

- 1 高校就学保障
- 2 生活困窮者自立支援法に於ける学習支援
- 3 江戸川中3生勉強会
- 4 横浜市の学習等支援事業関係者の意見

おわりに

[資料]平成27年度研究会開催状況等 43

はじめに

横浜市立大学教授 高橋 寛人

本研究の目的

日本社会の貧困化の進展によって、困窮状態に陥る家庭が増えている。格差の拡大が指摘されるが、同時に急激な貧困化が進んでいる。一世帯当たりの年間平均所得金額と等価可処分所得の中央値は、1999年にそれぞれ655.2万円、544万円であったが、15年後の2013年には528.9万円、415万円で、どちらも約130万円減少した。

貧困家庭の子どもは、十分な食事がとれなくて健康を害する、病気になっても医療費が払えない、保護者(親)が仕事に追われたり、あるいは過労で病気がちで子どもの面倒が見られない、学費が払えず大学・専門学校に進学できない、その結果、安定した正規就労につけない等々の困難に陥る危険性が高い。貧困家庭の子どもが貧困に陥るといふ貧困の連鎖が指摘されている。そこで、子ども・若者が社会に出る前にこれらのリスクを減らし、生活困窮者にならないためのケアが求められている。しかし、これまでの日本社会では、そのような施策は乏しかった。

本研究は、困難を抱える子どもたちに対して先駆的に行われている試みを取りあげて検討し、その意義を明らかにして、類似の試みを普及させることを目的としている。

最初に着目したのは高校生である。高校生が進路未定で卒業した場合、正規であれ非正規であれ就労できるか否かは重要な問題である。働かずに数年が経過すれば、ますます就労できなくなってひきこもりになる可能性がある。

近年、正規雇用の労働者が非正規雇用に置き換えられてきた。それとともに、パート・アルバイトや派遣労働者に、それまで正社員が担当していた高度な業務や責任の重い仕事が押しつけられるようになった。「非正規雇用の基幹化」である。そのような非正規職につくことは、進路未定で卒業した若者にはハードルが高くなっている。

本報告書の概要

神奈川県立田奈高校のバイターンは、高校生のうちにアルバイト経験をサポートする取り組みである。本研究では、昨年度からバイターンの検討を進め⁽¹⁾、今年度はバイターンと関わって、図書館でのびっかりカフェによる交流相談に着目した。同校図書館のびっかりカフェは、楽しくユニークな試みとして、新聞や雑誌などでしばしば取り上げられている。ただし、同校の優れた取り組みは、バイターンやびっかりカフェにとどまらない。これらは、様々な取り組みのうちの一部であり、それらが相乗効果を生んでいるのである。

第1章の「高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させる」は、田奈高校の中野和巳校長が、同校でのこれまでの支援の取り組みを述べたものである。

田奈高校は以前から、生徒との対話を基本においた教育実践を行ってきた。それは「生徒

(1)『有給職業体験プログラム・バイターンの意義---神奈川県立田奈高校における実績に基づく検討---報告書』平成27年度教員地域貢献活動支援事業・困難を抱える若者への地域就労支援---高校における「バイターン」の実施と検証、横浜市立大学、2015年3月。

<http://www.yokohama->

[cu.ac.jp/lc_center/academic/kyouin_chiikikouken/pdf/h26_career.pdf](http://www.yokohama-cu.ac.jp/lc_center/academic/kyouin_chiikikouken/pdf/h26_career.pdf)

の現象面での『荒れ』を生徒指導的な視点のみで捉えるのではなく、その背後にある生徒の困難を共有」して、生徒への支援を行うというものである。田奈高校では、学習支援、生徒支援、キャリア支援のいずれの面でも一般の高校とは異なる試みを行っている。教員の努力、協力により質の高い教育が展開されている。また、外部の協力を積極的に受け入れていることも特徴である。

第2章「困難を有する高校生のキャリア支援---神奈川県立田奈高校の実践を通しての報告」では、田奈高校キャリア支援センター事務局長の金澤信之教諭が、キャリア支援の取り組みについて説明している。

同校では、かつて進路未定者が40%をこえる時期があったが、専門学校や大学・短大への進学者がふえたために20%台に減った。四年制私立大学の半数程度が定員割れなので、希望すれば学力にかかわらず入学できる大学が少なくないからである。

どこかの私立大学に入学することは可能だが、授業料が高いため、経済的な余裕がなければ奨学金を借りなければならない。現在、日本全国で奨学金を受けている大学生は短大生を含めて2人に一人で、そのほとんどが日本学生支援機構から借りている。日本学生支援機構の奨学金は、無利子よりも利子付きの方が多く、どちらにしても滞納した場合には延滞金が課せられる。2014年度末、同機構の奨学金を3か月以上滞納している人は、17万3千人にのぼっている²⁾。経済的困窮家庭の場合、大学進学のためには奨学金という借金をしなければならないが、大卒後に正規社員にならないと返済は難しい。

奨学金の負担の問題が社会に広がるにつれて、生徒や保護者が奨学金を借りて大学に行くことを躊躇するケースが多くなった。進学という選択肢は狭まり、就職希望者が増えた。そこで、田奈高校では、卒業後に保育施設でアルバイトとして働くことで国家試験の受験資格を得るというプログラムや、美容院でのアシスタントの正規雇用を続けながら国家資格の取得をめざす就労支援を行っている。同校が取り組んでいる新しい就労支援は、学校の教員だけで行うことは難しい。「様々な外部支援を学校に呼び入れて、新たなキャリア支援を構築する時代になった。」田奈高校の就労支援の取り組みは、そのさきがけとして参考にするべき点が多い。

第3章「スティグマを生まない支援の実践---ぴっかりカフェという学校図書館の可能性」は、田奈高校の「バイターン」と「ぴっかりカフェ」を運営している石井正宏氏の論稿である。ぴっかりカフェの秘訣はいくつかあるが、本報告書の論稿では、「スティグマ」が排除されていることに焦点をあてている。

ぴっかりカフェは普通の高校の図書館とは異なるオープンな空間で開催される。生徒たちは、ドリンクを飲みながら昼休みと授業後に訪れ、生徒同士あるいはボランティアの大学生や大人と何気ない話しをする。

高校生であるうちは、すくなくとも教育からは排除されていないので、社会的排除状態ではない。しかし、高校を卒業した後で社会的排除に陥る潜在的なリスクを抱える生徒が少なくない。高校生の段階でポピュレーションアプローチを行うことによって、彼等がハイリスクアプローチの対象となることを防止できる。

相談に行くのではなく、ドリンクを飲みながら誰かと話をしにいく、そこで出会った「支援者」と交流して、信頼できそうであれば、愚痴や悩みを話してみる。話しているうちに、

(2) 日本学生支援機構『平成26事業年度事業報告書』別表4-1

自分の抱える漠然とした不安の構造が整理される。生徒への援助が必要な場合は、支援者が支援したり関連の団体等につなげる。

困難に陥る前に大人と出会い、話し合う中で信頼関係ができれば悩みを語り、いつの間にか「相談」になり、専門スタッフによる「支援」につながる。このような機会が、とくに困難を抱える生徒の多い高校に必要である。

第4章「ぴっかりカフェが学校図書館にもたらした意義の検討」は、田奈高校図書館で学校司書として生徒の多様な学びの支援に取り組んできた松田ユリ子氏の論稿である。

松田氏の取り組みにより、図書館が生徒が入りやすく居心地のいいオープンな空間になったことで、図書館での交流相談が実現した。ぴっかりカフェは交流相談の発展形としてはじまった。しかし、当初想定された以上の意義が生まれている。

本章では、学校図書館の立場からぴっかりカフェの意義の検討が行われている。「居場所」「カフェ」「若者支援」「文化的シャワー」の4つの観点から、ぴっかりカフェを学校図書館で行うことにどのような意義があるのかについて検討した結果として、居場所の選択肢の学校外への拡張、学校図書館への潜在的ニーズとしての飲食の公認化、外部支援者の学校へのアウトリーチの足がかりとしての学校図書館機能の発見、情報リテラシー教育方法の拡張などが明らかにされている。

第5章「高校就学保障と義務教育段階での学習支援」は、生活保護における高校就学費と貧困家庭の子どもたちに対する高校入学前の学習支援について、横浜市立大学の教育学担当教員の高橋寛人が検討したものである。高校進学率が9割をこえてから約30年たってようやく生活保護費の中に高校就学費が認められた。経済的に困難でも何とか高校で学ぶことができるようになった。ただし、経済的困窮やそれに伴う様々な困難を抱えることもたちが、高校で学びたいという意欲や希望を持ち続けるためには、学校以外の場で、塾とは異なる支援が必要である。近年はじまった生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業は、この面で大きな可能性をもっている。そこで本章では、高校就学保障と義務教育段階における学習支援について検討した。

今後の研究について

ぴっかりカフェのような交流相談や職業体験を支援するバイターンは非常に有効である。そこで、本研究代表者（＝本報告書編集者）は、3部制定時制高校の校長などの管理職や教育委員会の高校教育課の担当者に、交流相談カフェと職業体験支援プログラムの実施の必要性和有効性を訴えた。子ども・青少年支援に実績のある団体の協力を得て、平成28年度からの実施が実現した。この高校での取り組みに焦点をあてた研究テーマで、平成29年度の教員地域貢献活動支援事業の研究費の申請をしているので、採択されればさらに研究を進める予定である。

高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させる

神奈川県立田奈高等学校
中野 和巳

田奈高校は横浜市青葉区に位置する創立38年目の全日制普通科高校である。創立当初より、さまざまな困難を有し支援が必要な生徒の受け皿としての役割を担ってきた高校で、そうした生徒たちを支援する機能の向上をめざして、生徒の実態にあったカリキュラム改革をはじめ、生徒の居場所機能の充実や対話を基本とした生徒指導の改革などに取り組んできた。

■クリエイティブスクールとして再出発

こうした取り組みを経て、平成21年度に教育委員会から「クリエイティブスクール」の指定を受け、新たな学校のしくみづくりを進めている。クリエイティブスクールとは、「多くの可能性を秘めながら、一人ひとりが持っている力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒」を積極的に受け入れ、小集団学習をはじめとしたきめ細かな教育展開を行う高校と規定され、そのため入学者選抜ではいわゆる「学力」を選抜の資料として使用しない独自の入試を実施しており、これまでに県下で3校が指定されており、平成30年度には新たに2校が開校する予定である。

県の指定と前後して、平成20年度から22年度までの3年間文部科学省の研究開発学校の指定を受けて、「さまざまな困難を抱えている生徒の総合的な支援のあり方」について実践研究にも取り組んできた。

■「支援教育」の視点で学校づくりを推進

神奈川県では、平成19年度に教育の総合的な指針として「かながわ教育ビジョン」が策定され、特に重点的な取組みとして「子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援教育の推進」を挙げている。それを受けて、平成21年6月には高校段階での支援教育の推進について、「後期中等教育段階における様々な支援の在り方」が出され、各高校で支援教育の具体的な展開が始まっている。

また、平成27年1月には新たな高校改革の方向性を示すものとして「県立高校改革基本計画(案)」が策定された。改革の「重点目標」の一つとして、「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育」の推進が掲げられ、「重点項目」として「すべての県立高校で取り組む神奈川の支援教育の充実」と「インクルーシブ教育の新たな展開」が設定され、さまざまな教育ニーズを持つ生徒を積極的に受け入れ、支援していく方向性が明確に示された。

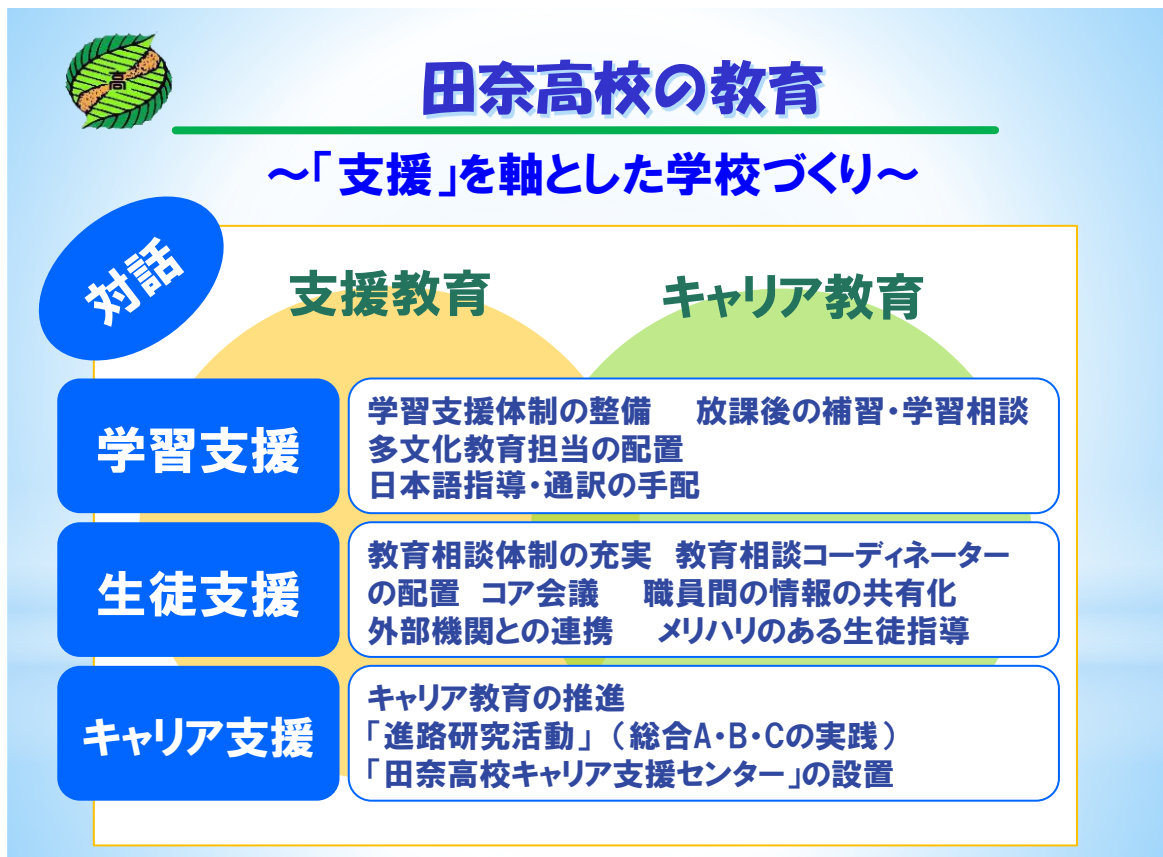
本校には、特別支援教育の対象となる生徒だけでなく、学力面や家庭の経済的課題等、さまざまな「教育的ニーズ」を抱える生徒が多数在籍しており、一人ひとりの「教育的ニーズ」にどう対応していくかが、学校づくりの基本となっている。その意味で本校は、クリエイティブスクールとしての新たな学校のしくみづくりを「支援教育」というコンセプトで再構築してきたといえる。

■「対話」を基本においた教育実践

本校での最も重要な資源として、困難を経験している生徒たちを受け止め、生徒の話をよく聴いていくという対話の文化がある。生徒の現象面での「荒れ」を生徒指導的な視点からのみで捉えるのではなく、その背後にある生徒の困難を共有するところから支援が始まっている。これは、生徒と教職員だけでなく、教職員相互、教職員と保護者の間でも行われており、様々な個別の課題に向き合い、学年を一つのユニットとして生徒の情報を共有する中で、その支援の方策が模索されている。生徒の抱える困難を共有することで、「困った生徒」が「困っている生徒」へと転換し、具体的な生徒支援が始まる。

■生徒支援の三つの柱

本校で展開している具体的な支援システムは大きく三つある。下図にあるように、学習支援、生徒支援、キャリア支援である。



① 学習支援

高校入試において中学校時代の学力を問わない形になっていることから基礎学力に課題を抱えた生徒が多く、高校における学校生活を有意義に送らせるためには、授業へのモチベーションを如何に維持させるかが重要なポイントになる。そのためには、日常的な授業改善や分かる授業、参加型授業の実践だけでなく、特に学習上の困難を抱えた生徒の個別

支援が必要になっている。

○田奈ゼミ

「田奈ゼミ」は大学生や地域のボランティアを活用した放課後の補習プログラムであるが、参加者はデータを基に指名する仕組みであるが強制ではない。平成27年度は数学と英語で実施している。教員も一緒に参加して支援に当たっているが、ボランティアの確保が課題である。平成27年度は、全国の高校でキャリアプログラムを展開しているNPO法人「カタリバ」が支援の輪に入っただき、学習支援の新たな展開を見せている。

○学習相談

「学習相談」は、早稲田大学教職大学院の高橋あつ子准教授との連携により、相談を希望する生徒を対象に年3回実施している。生徒の状況を見て、相談してみるように担任から勧めるケースもある。

相談にあたっては、あらかじめ、本人が何に困っていて、どのような相談をしたいのかなどの基礎的な情報に加え、学習状況アンケート、学習スタイルチェック、継時・同時処理行動チェックなどを実施して、その結果を事前に送付し、当日はそれらをふまえて、高橋准教授とその院生に、1対1のかたちで相談対応してもらい、相談結果を担当や教科担当等と共有して生徒の支援に役立てている。

○多文化教育担当

クリエイティブスクールになってから著しく増加したのが外国につながるのある生徒である。入学時に提出された「多文化教育カード」による調査では、平成27年度の在籍者数は50名を超えている。

外国につながるのある生徒に対する学習支援は取り出し授業等を含めて多岐にわたるが、特に重要なことは学校生活や進路におけるサポートである。こうした支援の核となる組織として校内に平成22年度から「多文化教育担当」を置き、今年度からはその中核を学習支援グループが担う体制をとっている。平成25年度からは、県教育委員会とNPO法人「多文化共生教育ネットワークかながわ」の協働事業である多文化教育コーディネーター事業、日本語を母語としない生徒支援者派遣事業の対象校にもなり、外部資源を生かしながらさまざまな支援を行っている。

具体的には、個別対応授業の体制構築、母語通訳同席による支援のための聞き取り、日本語能力試験補習、多文化交流会の実施、三者面談への通訳配置、文書翻訳への対応、合格者説明会への通訳配置、プレイメントテストの実施と事後の情報共有などであるが、最も重要な支援は卒業時のキャリア支援で、生徒が日本社会で生活していくための基盤となる自立への道をどう構築するかが重要になっている。

② 生徒支援

二つ目は、生徒の日常的な学校生活を支える生徒支援である。本校の生徒支援は、従来からの教育相談と生徒指導を融合させたところに特徴がある。日常的な対話や「オン・ザ・フライ・ミーティング」（「困っている」生徒についての積極的な立ち話）から把握さ

れた生徒の課題が教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした「コア・ミーティング」の中で検討され、具体的な支援方策が生徒に還元されていく。必要な場合はケース会議が設定され、外部機関等の連携を行う場合も多い。特に、生徒指導と教育相談が一体的に機能していることが生徒支援の実を高めている。

集団生活としての規律を維持しながら生徒との親和的な関係を築いていくためには生徒と教職員の相互信頼が何よりも重要である。「対話を中心とした支援」を有効に機能させていくために、学校生活のさまざまな場面で「個々の生徒を尊重していく」という姿勢やメッセージを発信していく必要がある。

そうした信頼関係の中で、生徒の抱えている困難を「可視化」して個別の支援につなげていくプロセスが本校の生命線といえる。

一方で、生徒自身も現在や将来の社会生活の中に潜んでいるリスクを自覚する必要がある。そのため、一年次に学校作成の独自テキスト「生活研究活動」(総合A)を使用して生徒支援の視点から授業(総合的な学習の時間)を展開している。この授業は、生徒を取り巻く社会環境や日常生活に潜んでいるさまざまなリスクを学習を通して実感し、自分の生活を見つめ直す契機となるようプログラムされている。

③ キャリア支援

この間、子ども・若者の貧困やその社会的自立が大きな社会的テーマとして取り上げられている。特に、「ワーキングプア」「引きこもり」等に象徴されるように、社会の中で取り残され孤立している青少年の課題をどう解決していくか、社会的に自立していく上でさまざまな困難を抱えている若者を「社会的排除」(social exclusion)から守っていくための方策が国段階でも検討されている。

平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が成立し、平成22年7月には内閣府に設置された「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」から、「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために」という報告書が出され、困難を抱えた若者の社会的自立に向けた総合的な支援方策の方向性が示された。

また、平成26年8月末には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。これは、平成25年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく一連の流れの中で出てきたものである。

「大綱」では、教育の支援として「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る、として、①学校教育における学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進する等の方針が打ち出されている。主に初等中等教育を対象にしていると考えられるが、高校段階、特に学力下位層が集中する高校の取り組みに示唆を与えるものとなっている。社会全体でこの層の青少年の「社会的自立」を支援し、社会的排除から守っていくために学校に何ができるのか、学校が一つの「社会的セーフティネット」としての機能を発揮するための新たなしくみとは何かを追求することが求められている。

しかし、一方、生徒の抱える課題が学校や教育の力だけで解決されるものでないことは

、生徒の抱える課題に向き合えば向き合うほど明確に意識化されてくる。支援が3年間の高校生活の中で完結することはないし、まして中途退学した生徒の課題は支援の枠そのものから離れている。

■キャリア支援センター

本校では、生徒支援の継続性・実効性を担保していくために、平成22年度に「キャリア支援センター」を設置した。この事業は「教育委員会E-提案事業」にも指定され行政的な支援を得るしくみができたが、事業の目的は、生徒の在学中だけでなく卒業後の一定期間を含めて中途退学者も視野に入れて就労を中心とした「総合支援」を展開していくことにある。

事業の推進のためには、教育や学校の枠組みを超えた外部資源と協働した事業展開が不可欠で、校内組織を軸にしながらも就労や生活支援等に専門的な知識や蓄積のある個人や機関等との連携を密接に進めていくことが求められている。全国的に先行実践例が少ないため試行錯誤の段階であるが、設立から5年目を迎えてその機能は年々拡充されてきている。

現在、全国的に学校現場へのスクールソーシャルワーカーの導入が進められており、神奈川県でも平成27年度より高校への導入が始まった。本校のキャリア支援センターは就労支援を中心としながら「スクールソーシャルワーク」を組織的に構築していこうとするものである。生徒の抱えるさまざまな困難や課題は経済的問題をはじめとして、



教育や学校の枠組みの中だけでは解決の難しいものが多い。また、いったん卒業や中途退学すれば直接的には学校との関係は切れてしまうが、生徒自身は引き続き社会の中で生きていかなければならない。社会の中で孤立したり立ち往生したりした時に、周囲に気軽に相談できる家族や場所を有していない場合は、いわゆる「溜め」のない状態になり、その結果孤立無援の状況に陥るリスクが高い。

先述した内閣府の報告書が指摘している「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者」層が本校には一定数在籍しており、卒業時に不本意ながら進路未決定のまま社会へ出て行くという実態がある。卒業後も継続的に彼らを支援していくためには、学校がセンター的機能を備えて、在校時に蓄積している生徒に関する情報や関係性を活用して継続的な支援を行っていくことが有効だと考えられる。

○キャリア支援センターを中心とした就労支援

本校では1990年代の早い段階から生徒の勤労観の育成等を目的にしたキャリア教育に取り組んできた歴史がある。平成26年度からは、総合的な学習の時間を使って、1学年に「総合A」(2単位)、2学年に「総合B」(1単位)、3学年に「総合C」(1単位)を配置して段階的なキャリア教育を展開している。すべての授業で学校が独自に作成したテキストが使用されており、実践的な体験プログラムや専門的な外部講師等を招いた授業を展開している。

特に1学年で実施している「職場見学体験」は、平成27年度で10年目を迎えるキャリアプログラムであるが、地域の公益社団法人「緑法人会」の全面的なバックアップを受けて、体験先の多くを会員の事業所に引き受けてもらっている。平成27年度は60を超える事業所に引き受けていただいた。

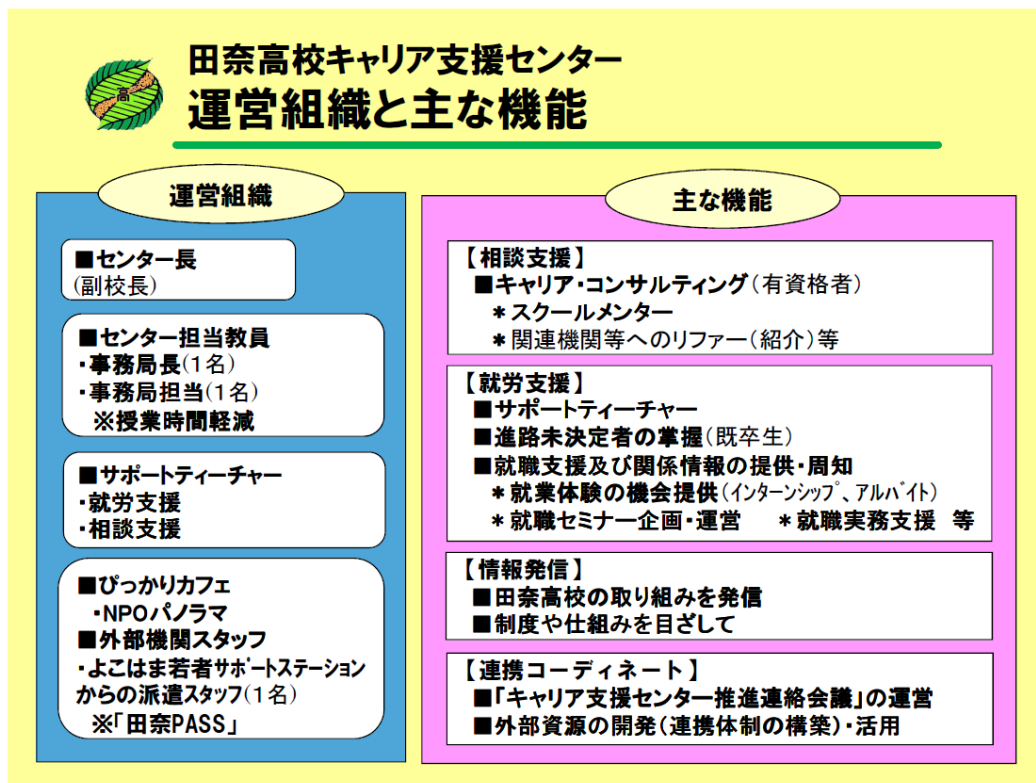
また、2学年では「労働法」(NPO法人POSSEの講師が授業を担当)や「パーソナルファイナンス」(パーソナルファイナンシャル協会の講師が授業を担当)など卒業後の仕事や社会生活を見据えた実践的なプログラムを専門的な外部講師を活用した形で授業を展開している。

こうした生徒の3年間の学校生活を支える仕組みは重層的になってきているが、卒業後の進路支援、社会的自立支援をいかに実現していくかが本校のもっとも大きな課題となっている。具体的には社会的自立にリスクを抱える可能性が高い「進路未決定者」を減少させることである。リーマンショック以降の低成長経済や産業構造の変化に伴う非正規労働者の増加や求人件数の減少によって高校生の就職状況は厳しさを増しており、これまでの学校斡旋の就職指導だけでは対応できないという構造的な要因がある。コミュニケーション能力や基礎学力に課題を抱える生徒層が多く在籍する本校の生徒の就職は一段と苦戦を強いられている状況にある。また、教員中心の就労指導では職業選択についての知識や経験の不足、指導にかかる時間不足等から十分な進路指導が実現できていない実態もある。

キャリア支援センターを構想していった背景には、こうした学校の状況を打開していくために、キャリアカウンセラー等の資格を持った専門支援員や民間での人事経験豊富な外部人材を学校に呼び込んでいくための仕組み、システムを校内に作る必要があった。

キャリア支援センターの組織は以下の図のようになっている。事務局長は仕事が集中す

るので授業時間を軽減して外部との調整・連携と学校内部とのコーディネートを行っており、このセンターの中核を担っている。センターの業務は多岐に渡っているが、大きくは「相談事業」と「就労支援」に分けることができる。平成27年度からは、県の事業でとして始まったサポートティーチャー制度を活用して就労支援員(田奈高校ではスクールキャリアカウンセラー (SCC) と呼称している)を雇用して教員と協働で、就職希望者全員のアセスメントを実施して就労支援の基礎資料として活用し、就労先の開拓やマッチング等に役立てている。進路希望が明確でない生徒や就労意欲が希薄な生徒には別立てでキャリアカウンセリングを実施して進路活動をサポートする体制を作っている。こうした学校と外部資源との協働が着実に進展してきたことで就職内定者数が増加している。



キャリア支援センターは学校と外部資源をつなげていく機能(ソフト)なので、センターがハードとして存在しているわけではないが、機能を円滑に動かしていくためには環境整備が要である。校内での位置づけや学年との連携等工夫を凝らす必要がある。

■進学によらない資格取得プログラム

さまざまな困難を抱えた生徒を支援しているプログラムをいくつか紹介しておきたい。

進学希望を持ちながらも経済的な理由で断念せざるを得ない生徒向けのプログラムとして「保育プログラム」「介護プログラム」を運用している。両プログラムとも横浜市の支援を受けて平成23年度から実施している。

「保育プログラム」は希望者を校内選考した後、横浜市の認可保育園で夏休み5日間程度のインターンシップを実施し、保育園側の評価を受けて卒業後に横浜市の非常勤職員とし

て2年間勤務し、保育士受験資格である2880時間以上の実務経験を経て資格取得にチャレンジするプログラムである。

「介護プログラム」も仕組みは同じで、夏休みに湘南医療福祉専門学校と併設する高齢者施設「ゆうあい」でインターンシップを体験し、受け入れ先の評価が高い場合はアルバイト研修へと移行し卒業までに必要なスキルを学び、さらに評価がよい場合には正規就労へと繋がるプログラムである。いずれのプログラムも生徒の進路希望を生かすために工夫されたものである。

こうした取組をさらに発展させたプログラムとして「バイターン（有給職業体験プログラム）」がある。平成23・24年度に神奈川県「新しい公共支援事業」に応募して認可されたプログラムで、バイターン協議体（構成団体は、田奈高校、横浜市青少年局、（株）パソナ、（株）シェアするココロ、NPO法人ユースポート横濱）を組織して事業を運営した。有給職業体験とあるように、協議体と企業が協働してアルバイトを通して職業訓練を実施し、卒業時の進路選択を支援しようとするプログラムで、「全日制版デュアルシステム」の一形態といってもよい。

■高校を社会的セーフティネットとして機能させる

平成25年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や翌年8月末に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」から推察される通り、今日学校教育そのものから排除されつつある生徒や社会的に生きづらさを感じている層が無視できない存在として意識されている現状がある。

高校進学率98%の状況下では高校にもこうした生徒層が確実に存在している。世帯の経済的困難さが子どもの学力面に大きな影響を及ぼしている実態や生徒の心身の健全な成長を阻害している要因にもなっていることも広く認識されている。どの家庭に生まれたかが子どもの成長に決定的影響を及ぼす事態は避けなければならない。そのために公的なさまざまな支援制度が整ってきているが、残念ながらその制度が総合的、一体的に繋がっていない。学校はこれらの制度や機能をつなげていく場所としての可能性を秘めている。学校を学びの場としてだけでなく、困難を抱えた生徒層を総合的に支援していくための「プラットホーム」、「社会的セーフティネット」と位置付けることで、社会的自立にリスクを抱えた生徒層の個別的早期支援が可能になり、卒業後の継続支援を円滑にしていくことができる。本校では、そうした生徒の居場所機能を高める試みとして、平成26年11月より図書館を使った「ぴっかりカフェ」という事業をNPO法「パノラマ」と協働で始めており、より強固な「プラットホーム」づくりにも挑戦している。

困難を有する高校生のキャリア支援

― 神奈川県立田奈高等学校の実践を通しての報告 ―

神奈川県立田奈高等学校総括教諭
同校キャリア支援センター事務局長
金澤 信之

はじめに

困難を有する子ども・若者の支援に関する様々な研究が蓄積され、行政だけでなく民間の支援団体による実践も続いている。子どもの貧困が深刻な社会的課題として認知され、それが放置される場合の経済的な損失についての報告書も出た。（子どもの貧困の社会的損失推計レポート2015年12月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

そういった報告書があり、研究も蓄積されながら、社会の中で困難を有する子どもや若者の可視化は難しいのが現実ではなかろうか。しかしながら、高校にはそのような子ども・若者が集中する学校が制度的に存在する。学区が撤廃され、神奈川県内の全ての高校が序列化された結果、学力下位の高校に困難を有する子ども・若者がこれまで以上に集中したのである。高校進学率が約99%、子どもの貧困率が16%以上なのだから、学校を切り口に困難を有する子ども・若者を可視化し、支援することが支援の有効な手段となり得ると考える。

本レポートはそのような視点から、ここ数年在校生と卒業生のキャリア支援を実施してきた田奈高校の取り組みについての報告である。

1. 学区撤廃とクリエイティブ高校入試

神奈川県は2005年に学区撤廃を行い前後期入試が完全実施された。神奈川県における学区撤廃の具体的な動きは2003年2月、「入学者選抜制度・学区検討協議会」が「今後の学区のあり方について」（協議会第二次報告）の中で「高校選択の量的拡大、質的均等を図ることができるよう学区を撤廃する方向で検討することが望ましい」と提言したことに始まる。これを受けて、教育委員会は同年10月、「神奈川県立の高等学校に関わる通学区域方針」で05年度より学区を撤廃するとしたのである。

教育委員会が学区を撤廃できるようになったのは、2001年に「地方行政の運営に関する法律」第50条が削除されたことによる。しかし、第50条の削除は学区の撤廃を各県に命令したものではない。もともと1998年の中教審答申を経て99年の分権改革によって市町村立高等学校の通学区域の指定が市町村の自治事務として権限委譲されたことに始まる。その後、規制緩和を一層推進する立場から通学区域設定の規定そのものを削除し、その設定を当該高等学校を所管する教育委員会の判断に委ねたのである。つまり、第50条の削除は学区を否定したのではなく、学区設定を自治体に権限委譲したことを明らかにしたものであった。事実文科省も第50条削除について以下のように通知している。

本改正は、一律に通学区域をいわゆる全県一学区にすることや通学区域の拡大を意図

するものではなく、公立高等学校の通学区の設定について、これを設定するか否か、またどのように設定するかについて、これを教育委員会の判断に委ねようとする趣旨のものである。（2001年8/29 事務次官通知）

「今後の学区のあり方について」（協議会第二次報告）は学区を撤廃した場合の課題として＜受験競争激化の懸念への対応＞、＜学校の序列化への懸念への対応＞、＜近隣の高校の入学を希望する生徒に対する影響＞、＜地域とのつながりの希薄化の懸念＞、＜中学の進路指導への影響への対応＞を挙げた。裏返せば、これは学区が持つ長所とも言えよう。では、この懸念された課題が本校にどのように影響しているか。例えば、本校は横浜市と川崎市から通学する生徒が多いのだが、90分以上の通学時間を必要とする生徒が少なからず存在することがあげられる。遠距離通学は経済的な負担、時間的な負担を生徒に課している。また、本校はこれまでも学区では学力下位に位置していたが、学区撤廃によって神奈川全体の序列構造の下位に位置することになったのである。（今回のテーマではないが、一部の学力向上進学重点校では受験競争が激化している。）だが、一度撤廃された学区が再設定されることは無いだろう。学区撤廃によって生じた課題に向き合う以外に方法はない。

本校は2007年にクリエイティブスクールに指定され、2009年にクリエイティブスクール1期生が入学する。それ以前は後期に学力試験があったが、2009年にクリエイティブスクールになってからは前期には面接とスピーチ、後期はグループ討論（自己表現活動）と面接による選考となり、学力試験は無くなったのである。こういった改革で「中学校までに、持てる力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れる」ことが期待されたのであった。さらに、前期の定員が全体の8割という前期に比重を置いた定員配分ともなっていた。事実上、前後期一本化の先取りとも言えよう。（他の高校の前期比率は5割～2割であった。）

前後期が一本化された2013年からの新入試にもこのコンセプトは踏襲された。「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」の中で、「特別な設置趣旨の学校」と位置づけられ、「学力検査を行いません」、「調査書の評定は使わず、観点別学習状況を活用します」と説明された。また、新入試から、本校に限らず特別活動などを調査書から読み取らなくなったのだから、「観点別学習状況」の「意欲・関心・態度」の比重が更に増したとも言える。

この「方針」に基づいて本校でも新たな入試方法を策定することとなった。結局、グループ討論は時間的に難しいので、面接と2分程度のスピーチ（特色検査）、そのスピーチに関する質問という選考方法になった。スピーチのテーマは願書提出時に示され、入試当日までに受験生が準備をしてくるのはこれまでの入試と大差ない。ただ、スピーチを聞いて、その場で質問するのは、面接官にとっては緊張感を強いられるものではあった。これまでは、スピーチと面接は切り離されていたので、ここは大きな変更点であった。

このように学区の撤廃と入試制度の変更によってクリエイティブスクールは「特別な設置趣旨の学校」として「持てる力を必ずしも十分に発揮しきれなかった」原因としての困難を有する子ども・若者がこれまで以上に多く入学してくる学校になったのである。

さて、入試との直接的な関係は証明できないが、本校では2005年、2009年を境に男女比

が大きく変化した。2004年までは男子が多かったのだが、2005年で女子が逆転し、2009年以降はさらに女子が多く入学するようになっていく。前述した生徒像の変化とともにこれも大きな変化である。女子の就職が厳しさを増している中で、就職希望が在校生の半数以上の本校にとっては実は無視できない変化でもある。（かつて多くの女子が希望した事務系の求人は激減している。）

2. 困難とは

「社会的排除にいたるプロセス H24年9月 社会的排除リスク調査チーム 内閣府」によると、「若年層（20歳から39歳）においても、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域から排除され、社会の周縁に位置する人々が存在する」と報告され、「社会的排除の状況にある人々の生活史を見ると、彼らの多くが、幼少期から様々な生活困難を抱えて」おり、それを「潜在的リスク」と呼ぶと説明されている。具体的には、「本人の生まれ持った障害、出身家庭の貧困、ひとり親や親のいない世帯、児童虐待・家庭内暴力（不適切な養育含む）、親の精神疾患（依存症含む）・知的障害、親の自殺、親からの分離、早すぎる離家、不登校・ひきこもり、学校中退、低学歴（中卒）、学齢期の疾患、」が挙げられている。この「潜在的リスク」は本校に限らず定時制、通信制などの高校で見聞きすることが多い。では、特に「貧困」、「中退」について神奈川の高等学校の状況を確認してみたい。

一財)神奈川県高等学校教育会館教育研究所が2007年、全神奈川県立高等学校の授業料免除人数の情報公開請求を行った。授業料が免除になるためには、生活保護世帯であったり非課税世帯などであることが必要なのだが、その結果と予備校が公開している学校の偏差値の相関をみると経済的な困窮と低学力には有意な相関があることが分かる。同年に田奈高校はクリエイティブスクールに指定されるのだが、同時に指定された他の2校とも状況は似ている。A高校は生徒数610名中115名が免除者で免除率は18.9%、B高校は生徒数612名中110名が免除者で免除率18.0%、C高校は生徒数513名中113名で免除率は22%である。また、同年にインターネットで公開されていた受験難易度ランキングによると3校とも7段階中最下位である。逆に、このランキングで最上位にある高校をみると、D高校は生徒数831名中免除者は4名で免除率は0.5%、E高校は生徒数949名中11名が免除者で免除率1.2%である。

高校中退者の実数は、神奈川県教育委員会がHPに毎年公開している。2014年度A高校は796名中45名（中退率5.7%）、B高校は691名中27名（中退率3.9%）、C高校は624名中39名（中退率6.3%）である。ちなみにC高校は2013年度には75名だった。これに対してD高校は991名中3名（中退率0.3%）、E高校は1089名中5名（中退率0.5%）である。

こういった数値から分かるのは、社会的な排除に陥りやすい貧困や中退という「潜在的リスク」を有する子ども・若者が多く在籍するのは学力下位の高等学校であるということだ。

つまり、他の「潜在的リスク」も含めてこれらが子ども・若者の困難なのである。

3. 進路未決定者

田奈高校は、進学、就職が混在する進路多様校である。だが、進路状況で最大の割合を

占めてきたのは進路未決定者であった。社会的な排除につながりやすい潜在的リスクを持った生徒が進路未決定で卒業していく確率が高い高校なのである。

進路未決定者は、多い時で卒業生の40%以上にもなった。それが、2009年には20%台にまで下がっていく。この時の減少を支えたのは専門学校や大学・短大への進学増であった。進路未決定者を減少させる有効な手段は進学者を増加させることである。だが、2008年のリーマンショック、グローバル化の進展による賃金の下降、非正規雇用の増大によって生徒の進学を支える家庭の経済力は弱体化を続けている。また、大学を卒業した後の未就職者の割合も増加している。この大卒未就職者も実は大学や学部・学科によって偏りがあることが次のように報告されている。「入学難易度の低い大学のほうが大学進学率の上昇による学生の変化を大きく受けており、そのことが大学間の未就職率の差を広げる要因の一つになったことは十分考えられる。」「(未就職の)学生が多いのはいわゆる人文社会系(人文科学系と社会科学系)で、いずれの年(2010年と2005年)も卒業者の半数以上が人文社会系である。そのため、未就職卒業者の6～7割がこの学部系統である状況が継続している」(ともに、「学卒未就職者に対する支援の課題」2012年労働政策研究・研修機構)実は本校の生徒が進学する大学の多くがこのように未就職者の多い大学の学部や学科に分類される。

このような大卒未就職の状況があるので、経済的に困窮してきた世帯の生徒の進学を支えてきた学生支援機構の奨学金利用者が本校では減少し続けている。月額12万円、一時金50万円という借り入れ計画で進学すると、卒業時に600万円以上の借金ができてしまう。もし未就職で非正規雇用となれば、年収は200万円程度である。女性に限って言えば180万円前後になっている。(平成26年賃金構造基本統計 厚生労働省)年収に対して3倍以上の借入金を抱える可能性がある進学という選択肢に対する危機感を教職員、保護者が持ち始めたのである。進学という選択肢が選びづらくなった結果として、進路未決定で卒業していく生徒が再び増加に転じた。2011年にはそれが36%となったのである。

生活保護世帯の生徒にとっては進学という選択肢はさらに難しく、次のような条件で認められる。「生活保護上の取扱いとして、①大学生だけ生活保護から外れる(世帯分離すること)、②奨学金や貸与金を受けること、の2つの要件を満たす必要があります。」(高校生支援プログラム 神奈川県保健福祉局)つまり、大学入学と同時に生活費、医療費などを自分で稼ぐ必要がある。もちろん、卒業後は家から離れて奨学金の返済をしながら自立していかなければならない。このリスクを引き受けて進学をするためには相当な覚悟が必要である。

このように進学が選択肢と取りにくくなった本校で進路未決定者を減少させるためには就職者を増加させる以外に方法がなくなっていった。しかし、その高卒就職も近年大きく変化してきた。

4. 高卒就職とは

2002年文部科学省・厚生労働省は「高卒者の職業生活の移行に関する研究会」で従来の慣行の見直し、「指定校制と校内選考の廃止」「複数応募」を提示した。これは「指定校制」と「一人一社制」に基づいた「日本的高卒就職システム」(労働政策研究報告書No.97 2008)が90年代半ば以降にうまく機能しなくなっていった状況への対応であった。そして

、さらに求人学校間で共有化する仕組みとして「高卒就職支援システム」という全国の高卒求人を検索できる仕組みが導入され、各高等学校がインターネットを經由して求人情報を入手することが可能になったのである。このようなシステムが導入されたが、地域の企業と長年の結びつきがある専門高校などは「日本の高卒就職システム」を継続しているようだ。この「高卒就職支援システム」を利用して、就職活動を行う中心は本校のように就職希望者の多い普通科高校となったのである。

しかしながら、これによって高卒就職が全て自由化されたわけではない。職業安定法27条によってハローワークが高等学校に業務の一部を分担させ高等学校が就職の指導を行うのが基本であることに変わりはない。

主な分担内容は、「1. 求職申込を受理すること。2. ハローワークが受理・確認した求人を受理すること。3. 求職者を求人者に紹介すること。4. 職業指導を行うこと。」などである。なお、職業紹介の対象者となるのは新規学校卒業者であり、援助の取り扱いは卒業年の6月末までとなっている。さらに、最近になって、企業側の了解があれば、中退者に対する職業紹介も許可されるようになった。

就職活動の主な流れは7月に求人票が学校に送付され、その後会社見学が始まる。9月5日から応募書類の受付が始まり、9月16日から入社試験が始まる。この時点で応募できるのは1社のみであり、10月からは2社応募ができるようになる。これは全ての都府県に共通なスケジュールである。

このような高卒就職の仕組みが必要であること理由を、ハローワークは「新規学校卒業者の募集・採用活動が無秩序に行われた場合、学生・生徒の学業に支障を生じる外、特定の学校等に求人が集中し、就職の機会が制限される可能性があること及び、学生・生徒の就職活動も無秩序化し、重複内定を誘発しやすい環境を作り出すといった問題が発生することが懸念されます。」と説明している。

5. 田奈高校の就労支援

「日本の高卒就職システム」が機能していた時は、ほとんどの高校で9月にほぼ全ての就職希望者が内定を獲得していた。しかし、90年代になって就職希望の多い普通科高校で「日本の高卒就職システム」が機能しなくなると、9月の内定率が減少し始める。そして、一度目の試験に落ちると就職活動から離れていく生徒が多く見受けられるようになった。

しかし、ハローワークが公表する月ごとの就職内定率は就職希望者に対するものであるため、希望者が進路変更をして減少すると、自然と内定率も上昇し、3月には限りなく100%に近づくのである。そのため、公表される統計数字を見ているだけでは、高卒就職の変容についてはなかなか気がつかれなかったのである。だが、この進路変更で進学が選択できないと、前述した進路未決定者となっていく。本校でも進路未決定者が減少する時期もあったが、進学者の数が伸びないと進路未決定者は増加するという状況に陥った。

バブル崩壊、リーマンショックへと続く中で、世帯の経済状況は年々悪化していき、さらには奨学金の教育ローン化が知られるようになると進学を選択する生徒も減少を始めた。このような状況で進路未決定者を減少させるためには、就職者の割合を増やすしかなくなったのである。

しかし、「日本の高卒就職システム」が機能しなくなっていくと、良い成績と良好な出席状況だけでは就職活動が続けていけない。あるいは就職活動そのものを行わない生徒が多く見受けられるようになる。この背景には、労働市場そのものの変容とともに、これまでの「日本の高卒就職システム」から離れられない学校の指導、さらには困窮化する世帯の状況などが強く影響しているとも考えられた。

本校でもリーマンショック後、内定者数が激減する時期があり、進路未決定者も急増した。そんな状況で本校が取り組んだのが「日本の高卒就職システム」からの脱却であった。具体的には、通年の就職支援、再チャレンジを応援できる支援、「高卒就職支援システム」を活用し、専門職による支援体制の構築を旨としたのである。確かに高卒求人は質量ともに変化したが、全国には毎年30万件前後の求人がある。そこを有効活用するために、カウンセリングマインドを持ち、企業の見立てのできる支援者を校内に配置しようと考えたのである。教師中心の「指導」から、専門的な知識を持つ外部人材による「支援」へのシフトチェンジであった。本校では、スクールキャリアカウンセラー（校内呼称）がその任に就いている。

6. 保育プログラム

保育士希望なのだが、進学できず、就職にも気持ちが向かない生徒がいる。そのような生徒が保育士の資格を取得するためのプログラムが本校にはある。

保育士の資格を取得するには、短大や専門学校をなどの養成課程を卒業しなければならない。しかしながら、前述したように返済のことを考えると、学生支援機構の奨学金を借りて進学するという選択もなかなか難しい。また、在学中から生徒のアルバイト収入が家計に組み込まれていると、卒業後も生徒は家庭を支えなければならず、進学が選択できない場合もある。非正規雇用が4割を越えた現実の中で、世帯が子どもの進学を支えきれず、子どもの収入がなければ生活を維持できない実態がある。これは、保護者の問題ではなく社会の課題であろう。

このような状況にある生徒の希望を実現するために、本校は横浜市にご支援をいただいて保育プログラム（本校呼称）を展開している。このプログラムは、高校卒業後2年間以上かつ2880時間、児童福祉施設等で児童の保護または援護に従事した者が保育士免許国家試験受験資格を取得できるという規定を利用している。高校3年の夏休みに、5日間のインターンシップを横浜市の認可保育園で実施し、本人の意思確認と適性の見立てを行い、問題がなければ卒業後4月より横浜市の認可保育園で週40時間のアルバイト職員で採用されるというものである。もちろん、卒業したてで、資格も無い高校生が保育士として雇用されれば現場の負担になるだけである。そこで、横浜市は市の事業としてこの1名は加配措置となっている。

2年間仕事に従事することで生徒や世帯には現金収入もあり、生徒は保育士としての経験も積み、国家試験受験資格も取得できるというものである。この国家試験は2015年度より地域限定保育士が導入され、また2016年度からは年二回の国家試験になるなど、チャンスが拡大している。プログラムを終了した数名が保育助手などをしながら国家試験に挑戦している。複数の科目に合格しなければならないが、合格は3年間（「合格科目免除期間延長制度」を利用できれば、最長5年間、合格科目が有効になる。）有効なので、少しづ

つ合格科目を増やししながら努力を継続している。

在学中は課題のあった生徒も参加しているのだが、プログラムの中で素晴らしい成長を遂げている。年に数回、担当教諭と横浜市の担当職員が保育園を訪問し、卒業生と面談をすると、その成長ぶりにはいつも驚かされている。生徒が「高校在学中は目標が無かったが、いまは目標があるので頑張れる」と話してくれたことが忘れられない。若者は学校教育の中だけで育つわけではないのである。

この保育プログラムに限らず、資格を取得することで人生を切り開いていこうとしている生徒達が他にも存在する。例えば国家資格の介護福祉士は学歴や国籍は不問である。在学中から介護職初任者研修を修了し、介護職に就いたの後に実務者研修を修了して国家試験を受けるといった経過を辿る。また、高校卒業後に美容師見習いで働きながら通信制の専門学校に入学し国家試験を受験する生徒も多い。さらに、少数ではあるが本校を中退した生徒が美容室で働きながら美容の高等専修課程の通信に入学するケースもある。高等専修学校は中学卒業であっても入学できるので、美容室で見習い（正規雇用のアシスタント）として雇用されながら美容師資格を取得することが可能である。中退者にとっては希望のコースと言えよう。

専門学校や大学で資格を取り社会に出て行くコースとともに、このように実務経験を積みながら資格を取得し、社会的な自立を遂げるコースも必要である。様々な事情で中退したり進学を諦めた生徒にとって、複線的な自立支援の仕組みを構築するべきなのではなかろうか。そうすることによって進路未決定者を減少させることも可能である。

7. 田奈高校の相談支援

高校にはここ数年でスクールカウンセラーの相談が定着し、2015年度からは県内に10名のスクールソーシャルワーカーも配置された。2016年度からはそれが20名に拡大される。

このような新たな相談支援はもちろん重要だが、校内で教職員が日常的に情報交換をする雰囲気が無ければ、困難が可視化されず、カウンセラーにつなげることも不可能である。本校では会議や委員会だけでなく、日常の立ち話レベルの中で頻繁に情報共有が行われている。（校内では「オン・ザ・フライ・ミーティング」として認知されている）

様々な困難を有する子ども・若者の就労支援を行う場合、このような相談支援は欠かせない。さらに本校では上記の相談に加えて、前述したスクールキャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、地域若者サポートステーションからの出張相談（校内呼称 田奈Pass）も実施している。課題によっては、福祉事務所、児童相談所などとも連携する。こうやって課題を明確にし、同時に本人の強みも把握しながら実施するのが新たな就労支援のあり方だろうと思う。

おわりに

「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」特別支援教育に対して、神奈川の支援教育は、「障害の有無にかかわらず、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据えた

教育」(神奈川県立総合教育センター)と説明されている。この考え方に基づいて、本校では困難を有する生徒達のキャリア支援を展開しているのである。

しかしながら、この支援教育を教師だけで担うことは難しい。様々な外部資源(人材)を学校に呼び入れて、新たなキャリア支援を構築する時代になったのだと思う。本校では、この外部連携による新たなキャリア支援を企画、運営していくのがキャリア支援センターであり、今後もその機能を充実させていかなければならないと考えている。

また、生徒の課題を可視化するのもそれほど簡単なことではない。例えば新たに始まった就学支援金の申請書などを利用して、困窮家庭を把握するようなことを考えても良いのかもしれない。

いずれにしても、困難を早期に発見し、早期に支援を開始し、継続的な伴走支援を行える仕組みを学校というプラットフォームに構築することが必要な時代になったということである。

スティグマを生まない支援の実践

— ぴっかりカフェという学校図書館の可能性 —

NPO法人パノラマ代表理事 石井正宏

支援が必要な状態にありながら、支援を受けていない若者はどれくらいいるのだろうか？

ニートやひきこもりの状態であるからといって、必ずしも支援対象者であるとは限らず、本人の意思で自然にその状態を脱する者も多い。一方、アルバイトが出来ているからといって、支援が必要ないということでもない。本人は低賃金による不安定な生活から抜け出すために、スキルを身につけ正社員を目指したいが、どのように行動したら良いかわからない場合も多い。つまり要支援の若者が何人いるのかを正確に把握することは難しいのだ。

しかし、支援機関の利用者数を見れば、それがニートやひきこもりの若者の極一部に過ぎないことが一目瞭然にわかる。また、私自身が支援者として多くの保護者から相談を受けているが、子供が支援につながることは稀であり、支援者としての非力さを日々痛感している。

要するに、私たち支援者は、“助けてと言えた極一部の若者たちだけ”を支援しているのだ。それでは団体が掲げたミッションは永遠に達成されない。この忸怩たる思いを、私たちどう支援につなぐことができるのか。

「助けてと言わない人をどう助ければいいのか？」

これまで、支援団体は困難を抱えている若者・家族に対して、自分たちの存在を知ってもらうために様々な工夫を凝らし、情報発信に努めてきた。特に委託事業が急激に増えた2004年以降は、行政との協働という新たな広報戦略とその予算を獲得したことで、ウェブや紙媒体を始め、様々な情報発信のツールを作り宣伝した。

しかし、なかなか成果が上がらない。厚生労働省の委託事業である「若者自立塾」（ニートを対象とした3ヶ月の合宿型就労支援。筆者も合宿運営を行うNPO法人で副塾長をしていた）が、当時の政権により2009年に仕分けられ2010年4月をもって廃止された。仕分けられた理由は利用者数の少なさだった。そして、課題は「支援を本当に必要としている人に情報が届かない」ということになった。実際、高齢の父母にはウェブでの情報は届きにくく、紙媒体が本人の手に渡ることは少ない。

しかし、私は「情報が届かない」ということに問題があるのではなく、「情報が届いても動けない」ということの方が問題の核心ではないのかと考えている。例えば、ハローワークを知らない若者がいるだろうか？ 恐らく限りなくいない。ひきこもりやニートの若者に、彼らの知っているハローワークを促しても、「う～ん…ハローワークかあ～…」となるのが目に浮かぶ。行けば何かが得られそうなことはなんとなくわかっている、気持ちが動かない

。この心的ハードルについて、何らかの策が打てなければ、どんなに斬新な情報発信ツールを考案しても、大手広告代理店に多額な宣伝費を払っても意味はないと思う。

若者たちの心的ハードルとは何か？

私がこれまで若者や保護者から、直接または間接的に聞いてきた心的ハードルは、自分の恥ずかしい部分や過去を晒さなければならない羞恥心。或いは支援者、被支援者という関係性に対する劣等感などがある。相談という行為がある者にとっては暴力的ですらあるほど、羞恥心と劣等感を生む行為であることを私たち支援者は自覚しなければならない。

保護者の心理にも目を向けると、ひきこもりの我が子を隠し、親戚や近所、親しい友人にも相談せず、秘密にすることも、子育ての失敗と思われたくない等の羞恥心と劣等感だといえる。つまり、心的ハードルの正体は「スティグマ」なのだと私は考えている。このことを考えれば「若者自立塾」の失敗とは、スティグマに配慮できていないネーミングの失敗でもあると、関わっていた一人として言いたい。そんな恥ずかしい名前の塾に行きたいわけがない。と、思うのは私だけだろうか？

高校生に支援を“させてもらう”ために必要なもの

高校生という年頃は、「普通」というものに過度に敏感で、同調圧力に支配された年頃ではないだろうか。そんな高校生に対する、高校の中での支援を考えた場合、普通から外れるスティグマへの配慮は、支援を成立させるためには不可欠であり、最重要な配慮であるといえる。これは、所属を失ったニートやひきこもりの若者に対する支援よりもデリケートに扱うべき問題だ。なぜなら、生徒たちは所属を持っており、その所属を失うことを一番に恐れているからだ。或いは所属を失わないまでも、スクールカーストの下位に転落することを恐れていることもあるだろう。所属を失った若者たちと比べ、所属のある者は“バレるリスク”が格段に高いのだ。

もしも何らかの出来事で普通から外れたことがバレれば、即LINEでクラス全員にその事実を共有され、場合によってはハブられる。まさにスタンプのように烙印（スティグマ）が押されてしまうリスクを生徒たちは感じている。もしも、私（筆者＝相談員）に会うことが生徒のスティグマになってしまったら、私は支援をさせてもらえないのだ。それは支援の失敗であり、支援者の敗北だ。このことについて、所属を失った若者支援の専門家及び支援機関は、まだまだ鈍感であるように思う。

「誰かが受けられる支援」ではなく「誰もが受けられる支援」

スティグマが生じる支援は3つ考えられる。①自分だけが支援を受ける。②特定のグループだけが支援を受ける。③それがバレる。或いはバレては困る秘密を持つ。つまり特定の条件を持ち合わせた「誰かが受けられる支援」でスティグマは生じる。

では、スティグマが生じない支援とはどのような支援か？ それは至ってシンプルである。「誰もが当たり前を受けられる支援」をすることだ。要するに個人へのハイリスク・

アプローチではなく、ハイリスクな生徒を含む集団へのポピュレーション・アプローチを行うことだと思う。

「それではクラスと同じではないか」と思うかもしれない。しかし、課題の山積した課題集中校では、集団から個人への支援フェーズの移行が、特別指導等、支援ニーズが“目立つ形”で顕在化しケースへの対応だけで手一杯であり、限定的にならざるを得ない。

ちょっと気になる生徒＝潜在的ニーズを抱えている生徒へはリーチする余裕がないのである。この限定（限界）性の拡張が「ぴっかりカフェ」である。実感としては、支援というよりもサービスに近いアプローチである。

しかし、このターゲットを絞らない（絞れない）支援は、常に不特定多数を相手にしなければならないという膨大な労力＝コストと、本当に支援したい対象が、不特定多数の中に埋もれてしまうというデメリットがある。それでも、“助けてと言えた極一部の若者たちだけ”を支援してきた若者支援者（筆者）にとって、対象者に会えるということが、どこまでも大切なことなのである。

しかし、ここで満足し、終わってしまったのでは、ただの“いい人”である理、支援者としては失格だろう。ポピュレーション・アプローチで多くの生徒に出会い、食べ物や飲み物で、心よりもまず胃袋を満たし、安心感や感謝から信頼関係を構築し、そこから如何にハイリスク・アプローチへ＝集団から個人への支援フェーズの展開を作れるか。これが、高校内支援事業のポイントだと思う。

信頼貯金で個人への支援フェーズへ

平成26年12月から田奈高校の学校図書館（ぴっかり図書館）で毎週一回、「ぴっかりカフェ」を開催している。生徒であれば誰もが予約等の手続きを経ずに利用することができ、この日だけ特別に音楽等で居心地の良さが演出された図書館で、飲み物とお菓子を無料でもらうことができ、自分たちのお弁当を食べることができる。最近の人気はお味噌汁だ。飲み物等を提供するのは、NPO法人パノラマのスタッフと市民や学生からなるボランティアである。

昨今話題の「子ども食堂」と一線を画す点を敢えて明確にするなら、ぴっかりカフェには若者支援の専門家が配置されていること。そして、様々なエピソードや会話から、常にアセスメント＝見立てが緩やかに行われており、それが学校と共有されている点である。

生徒に学校図書館を居場所カフェとして利用してもらいながら、先生でも親でもない大人たちと気軽に話すことや、カフェでのイベントで、様々な価値観や文化（ヒト・モノ・コト）に触れてもらうことで、不安や悩みの解決の糸口を見つけてもらうことを目的としている。

では、なぜこれが、助けてとは言わない生徒から、「助けて」という不安や悩みを口に出してもらい取り組みになるのか？

「信頼貯金」を使って相談をする生徒たち

「信頼貯金」という、ラポール形成=信頼関係の構築の深まりを表すメタファーを使って説明したいと思う。

生徒は入口にあるメニューボードを見て、飲みたい飲み物と呼ばれたい名前をカップに書き（書かない慣れっこな生徒も多い）、ボランティア・スタッフに渡すと飲み物がもらえる。ボランティアには、渡す時に必ず名前を呼ぶようお願いしている。狙いは生徒たちとの「信頼貯金」を貯めるためだ。

名前を呼ばれることは、「大勢の中の1人」ではなく、「私」という個人が尊重されている感覚を持つ効果がある。その先に「〇〇ちゃんは何年？もう進路は決まった??」や、放課後に体操着を着ていたら「何部なの？」などと話を続けることができる。

ある日、ちょっと変わったあだ名をカップに書いて来た女子生徒がいた。そのあだ名をネタに短い会話をした。翌週、その生徒がカフェに来たので、あだ名を呼んで挨拶をした。その数時間後、その生徒はアルバイトの面接応募の電話が怖くてかけられないと泣きついてきた。貯まった信頼貯金を使っている感じが強くあった。

生徒に電話の掛け方をレクチャーしていると、突然、自分の家族の話を訊いてもいないのにし始め、自分がバイトしなければならぬ事情等を説明した。恐らく、親切な電話対応のアドバイスで、更に貯金の残高が増えたんだと思う。

少し整理すると、この生徒は以下の経験によって信頼貯金を貯めたと思われる。①あだ名で会話をした。②翌週もあだ名を覚えていてくれた。③電話の掛け方を親切に教えてくれた。そして、生徒は貯金を使い相談をしたのだ。

或いはギターを一緒に弾き、歌っていた生徒が、突然自分の複雑な身の上話をしてきたこともあった。同じように、カフェ・ボランティアたちは、生徒から赤裸々なカミングアウトを数多く聞いている（或いは耳にすることも）。ボランティアは一度きりの方も多いので、恥のかき捨てができるというのもあるような気がする。同じ屋根の下に住む者同士では、恥をかいたり対立してしまったら一生引きずるリスクがあり、なにもできない硬直した関係になってしまう。その正反対にあたる関係がボランティアと生徒との関係かもしれない。

また、このような関係が継続していくと、「いつもの人はいますか?」とか、「〇〇さんはもう来ないんですか?」と、一度できた関係性を頼りに、何か話したいという生徒ニーズも生まれている。

相談者であることカモフラージュすることができる図書館

相談機能を表向きには伏せた居場所カフェで、相談は日常的に行なわれ、集団から個人への支援フェーズの展開が作られてきている。これは、誰もが日常的に利用できる学校図書館で行うことで、スティグマが排除されているからである。そこに、特に用事のなさそうな大人が暇そうにしていれば起きる、極々自然なこと展開だと思う（これが学校の中の「溜め」である）。しかし、ポイントは、密かな相談希望者が自然に居られてバレない、図書館という環境が「ぴっかりカフェ」のマジカルなポイントなのである。

例えば、「いつものように」本を借りに来るという体でカフェ=図書館に入って来てもいい。或いは、誰とも話さずに一人ぼっちで本を読んでいても、図書館なので、別段おか

しなことではない。そしてその間、傍観者としてカフェを使うか使わないか、自分のことを話すか、話さないか、話しても平気な大人かどうかを考える「吟味の時間」を持つことができる。このカモフラージュできることは高校内で支援を行う上で、現段階では重要なことだと思う。そして、ノックをしてドアを開けて初めて出会う個室相談との決定的な違いだ。

このような出会いが先にあり、次いで相談が始まる相談スタイルを、予約が必要な個室での「個別相談」に対比させ、いつでも好きな時に話せる「交流相談」と私は呼んでいる。交流相談の特徴は、相談には必ずあるべき主訴がないまま、生徒が相談員に出会う場合が多い点だろう。しかし、生徒たちは何らかの事情を背景に不安や悩みを抱え、潜在的には困ってはいる場合が多い。つまり「漠然とした不安」を抱えている。これを、お菓子をくれた相談員になんとなく愚痴をこぼすように話す。その漠然とした言葉＝不安をかみ砕くように質問や励ましを行う。それが相談になり、教員にも共有され、支援体制が組み立てていく。

人は漠然とした不安の状態からは、課題解決行動に移すことができず、モヤモヤとした“先送りの日々”を送ってしまうということだ。大人にはタイムリミットはないが、学生には卒業というタイムリミットがある。解決できなかった課題を抱えたまま社会に出た生徒たちは、やがてその課題がネックとなり身動きが取れなくなるかもしれない。或いは、自暴自棄となり反社会的な行動に出るかもしれない。

学校内に、漠然とした不安を咀嚼し、明確な課題に転化させ、尚且つ実現可能な現実的な提案がある。このような自然でいながら丁寧なアプローチがあって、本格的な相談のフェーズに生徒たちは移行していく（それでもまだ逡巡や警戒を持ちながら）。ここをシステマチックにではなく、ある種の必然が起こる確率を上げた偶然の居場所に委ねたのが、「びっくりカフェ」の今だと思う。

「相談なんて言葉使ったら誰も来なくなっちゃう」

改めて、冒頭の問いである「助けてと言わない人をどう助ければいいのか？」について、現段階のNPO法人パノラマの実践から答えを模索し、まとめに代えたいと思う。

私たちの取り組みを総括するなら、羞恥心や劣等感であるスティグマを生まない支援の実践だといえる。「びっくりカフェ」を始める際、最初に確認したことは「相談」という言葉を使うのをやめようということだった。これは、びっくり図書館の司書である松田ユリ子さん（パノラマ理事）が言った、「相談なんて言葉使ったら誰も来なくなっちゃう」という発言があったからだ。

この言葉は、5年前に私が田奈高校の相談員になった時に、「個室ではなく図書館で相談がしたい」とお願いした意図に重なる。この時、私も松田さんもスティグマという言葉は使わなかった。しかし、意識は完全にそこにフォーカスされていた。

相談員や大人ファーストではなく、先生ファーストでもない、生徒ファーストで物事を考え、全国の先駆的な事例にもアンテナを張りつつ、ピュアな発想でたどり着いたやり方が交流相談であり、その発展系が「びっくりカフェ」なのだと思う。そして、このピュアで無謀な発想を、私たちと同じく「生徒のためになるなら」と受け入れ、バックアップし

て下さった田奈高校の校長先生をはじめ、管理職の皆さま、現場の先生方の熱い思いがあって実現したものであることは間違いない。そして、私たちが合言葉のように言い合っているのが、「これを田奈の奇跡では終わらせない」である。実践の積み重ねを、説得力のある成果として情報発信し、第2、第3の田奈高校を、びっかりカフェを広めていきたいと思う。

ぴっかりカフェが学校図書館にもたらした意義の検討

神奈川県立田奈高等学校 学校司書
NPO 法人パノラマ理事 松田ユリ子

ぴっかりカフェは、高校内において学校外の資源を活用した生徒の自立を促すためのキャリア支援の場として企画され、そのための活動を行っていることは周知の事実である。ぴっかりカフェの前身が2011年6月から2013年3月まで「ぴっかり図書館」と名付けられた学校図書館で行われてきた「交流相談」にあり、目的はそのアップデート、ネーミングはぴっかり図書館にあやかっていることも事実として理解されやすい。しかし、学校図書館にオープンするカフェという手法が非常なインパクトを持っている一方で、学校図書館について一般的にあまり知られていないためか、学校図書館とぴっかりカフェの関係については事実と微妙にニュアンスの異なる認識のされ方となるケースも見られる。また、1年間どこにも前例の無い活動を行って初めて初めて見えて来たこともある。そこで本稿では、学校図書館の立場からぴっかりカフェの活動を「居場所」「カフェ」「若者支援」「文化的シャワー」の4つの観点から改めて検討し直し、ぴっかりカフェを学校図書館で行うことにどのような意義があるのかについて、現時点で明らかになってきたことを示すことを試みる。その上で、今後の課題を述べる。

1 「居場所」と学校図書館

NPO 法人パノラマがぴっかりカフェを「高校内居場所事業」と銘打っていることから、「居場所」というワードが学校図書館と共起する傾向にある。典型的には、以下のような例が挙げられる。

「神奈川県立田奈高等学校（横浜市青葉区桂台2）で2014年12月11日、校内の図書館を在校生や卒業生の居場所として活用する「ぴっかりカフェ」がオープンしました。」
（ローカルグッドニュース 2015.02.05 <http://yokohama.localgood.jp/news/3500/>）

「週に一回、図書室に無料で飲食のできるカフェを開店。生徒の居場所をつくり、そこでの会話から就労や日常生活などの悩みや不安に寄り添い、解決につなげることを目指す。」（神奈川新聞 2015年2月4日）

これらの記述は確かに事実の報道である。しかし、読み手によっては、学校図書館がカフェによって新たに「居場所」として活用されたり、学校内に初めて「居場所」がつけられたりするように受け取る可能性は否めない。しかし、「居場所」は元来学校図書館の、ひいては学校の機能のひとつとしてあるべきものである。

そもそも「居場所」は、1980年ころに登校拒否が社会問題となる中で、教育の問題として語られ始めた³⁴。90年代に入ると文部科学省が「心の居場所」を打ち出すなど、物理的な場所にとどまらない意味を持つようになっていくとともに、一部の子どもだけでなく、全ての子どもにとって必要なものという認識が広まった。こうした背景のもと、学校図書館の機能のひとつとして、「居場所」機能が語られるようになった。子どもの読書サポーターズ会議は、「これからの学校図書館の活用の在り方等について（審議経過報告）」において、学校図書館の機能・役割として、以下の3つを挙げている⁵。

- (1) 児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能
- (2) 教員のサポート機能
- (3) その他の機能

「居場所」機能は、「その他の機能」の中に、以下のように示されている。

ア 子どもたちの「居場所」の提供

○ 昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持つことができる場となる。児童生徒がこのような学校図書館を、校内における「心の居場所」としていることも少なくない。

○ また、放課後の学校図書館は、放課後の子どもたちに安全・安心に過ごせる場を提供することともなっている。

実際、田奈高校のぴっかり図書館は、上記の記述どおりに、クラスとは違った人間関係を求めて毎日来館し、昼休みや放課後を過ごす生徒が多い。また、放課後は開館時間いっぱいまで多くの生徒で賑わっている。その理由はさまざまだが、生活がかかったアルバイトまでの時間をつぶす、家に居場所が無いといった切実なものも少なくない。このような学校図書館の利用の様子を見ても、日常の学校図書館が生徒にとってケの居場所であることと、ぴっかりカフェのハレの居場所は地続きでなければならないと考える。地続きであることが、生徒の実際的な支援を可能にしているからだ。1週間に一度のカフェでの生徒の様子と、日常の学校図書館あるいは学校での様子をカフェスタッフと教職員がすり合わせることによって見えて来るものがある。また、生徒のハレの居場所での体験が、ケの居場所での振る舞いに影響することや、その逆も当然起こり、むしろそうした循環が起こることが好ましい。

³ 荻原健次郎，2001，「こども・若者の居場所の条件」．田中治彦編著．『子ども・若者の居場所の構想：「教育」から「関わり場」へ』学陽書房．P. 51-65

⁴ 中島，喜代子，廣出，円，小長井，明美，2007．「居場所」概念の検討．三重大学教育学部研究紀要，58，77-97．

⁵ 子どもの読書サポーターズ会議，2009，「これからの学校図書館の活用の在り方等について（審議経過報告）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282744.htm

さらに、田奈高校自体が、学校そのものを生徒の居場所にすることをミッションのひとつとして掲げ、ある程度までそれを実現している希有な学校であることも強調しておく必要がある。保健室や学校図書館を敢えて居場所とするまでもなく、生徒にとっては、社会という荒波にぽっかりと浮かぶ楽園のような居場所としての田奈高校なのである。重要なのは、さまざまに居場所が用意されており、生徒が選択できることである。ぴっかりカフェは、生徒の学校における居場所の選択肢を増やしたことに価値があるが、それ以上に、学校外の居場所を知らせるということにこそ大きな価値がある。若者支援の専門家や、地域のフリースペースの運営者や、地元で起業している田奈高校OBに、学校に居ながらにして出会えた生徒たちは、社会での居場所の選択可能性を知ることができる。

ぴっかりカフェは、大阪府立西成高校の高校内居場所カフェ「となりカフェ」にインスパイアされて始まった。「高校内居場所カフェ」というキャッチフレーズを始め、さまざまなノウハウを参照している。ただし、大きく異なっているのは、となりカフェが校内の空き教室で行われていることと、教員との距離感である。となりカフェは、教員を徹底的に関わらせないことによって、校内に生徒の居場所を担保した。つまり、学校内にありながら、可能な限り「学校らしさ」を排除することに価値を置いている。そうした高校内居場所が求められていることは確実で、西成高校1校で始まったこの高校内居場所カフェは、2015年度現在「大阪府・高校内における居場所のプラットフォーム化事業」と名称変更し、府内20校の高校で8つのNPOが受託展開している⁶。一方、ぴっかりカフェはむしろ教員の来店を心待ちにしている。教員も含めた持てる資源の全てを生徒の支援に注ぎ込むプラットフォームとして、ぴっかりカフェが設計されているからだ。このことは、上述した学校図書館の機能の「(2) 教員のサポート機能」からも説明が可能だ。学校図書館は、教員の授業計画や実施の支援といった教科活動の支援とともに、学校行事や部活動などの教科外活動の支援を行う機能を持つ。ぴっかりカフェで、担任は抱えきれない生徒の課題を安心して外部の専門家に相談することができる。これは、学校図書館における教員の教科外活動の新しい支援のしくみとしても捉えることができる。

ここまで見て来たように、「居場所」の意味は、その置かれた文脈によって微妙な違いを生む。文脈を読み解くことが、それぞれの「居場所」の意味を正しく捉えるための必要条件となる。田奈高校のぴっかり図書館に週一回開店するぴっかりカフェがどのような居場所なのかを捉えようとするならば、少なくとも「田奈高校」と「ぴっかり図書館」という文脈を知る必要がある。さらには、「居場所」がアジールとしての消極的な意味以上の可能性を持つことも検討する必要があると考える。

2 「カフェ」と学校図書館

カフェにつきものの飲食物の提供が、図書館で行われることに抵抗がある向きは少なくない。よくある質問が、「資料は汚れませんか？」であることも頷ける。ぴっかりカフェを新たに始めるに当たって、図書館内での飲食はカフェが開いているときに限定すること、カフェが提供する飲食物は図書館から持ち出さないことをルールとし、職員会議で最も説明に心を砕いたのもその点だった。しかし、1年間を終えて、図書館での飲食が実際的な問題にならないことが明らかになった。1月末までのぴっかりカフェのべ来店者数は

⁶ 一般社団法人 office ドーナツトーク HP <http://officedonutstalk.jimdo.com>

4,757人だったが、盛大に飲み物をこぼした生徒はそのうちの3人であった。そのいずれもが、床に置いていた飲み物を倒したことによる。これは、飲み物を床に置かずに済む環境を整えたことによってその後は無くなった。また、生徒がそうした場合に放置することなく、迅速に片付けることも分かった。結果として、カフェの飲食物によって図書館の資料が汚れたことは無かった。また、飲み物のカップは衛生面から使い捨てであることや、飲み物のペットボトルやお菓子の包装袋などのゴミが発生するため、ゴミの量が増えることは当初から織り込み済みで、その片付けはカフェのルーティーンに組み込まれている。

ただ、カフェのアイデアを検討し始めた当初から、飲食が学校図書館の機能を阻害するほどの問題にならないことを、筆者は知っていた。学校司書として、これまで5校の勤務校の学校図書館における飲食問題と30年以上向き合ってきたからである。学校図書館における飲食問題の核心は、環境や資料が汚れることではなく、図書館は飲食禁止のはずだという大人への説明問題であった。結果として、これまで勤務してきた学校図書館のうち、完全に飲食禁止にしていたところはひとつも無い。新卒で赴任した初任校で、当然図書館は飲食禁止と刷り込まれていた筆者が、学校図書館での飲食を考える原点となった強烈な経験がある。1時間目の授業が行われている時間に、図書館横のトイレで朝食としてカップラーメンをすすっている男子生徒に行き当たったのだった。図書館で食べるように誘ったことは言うまでもない。それ以来、学校図書館のルールは意味を考えて最小限を適用するようになった。そもそもなぜ図書館での飲食は禁止されているのか？かつて書物が大変貴重であった時代のなごりに過ぎないのではないのか？資料を貸し出す図書館運営をしていながら、図書館外での飲食を伴う読書について考えないのは片手落ちではないのか？整理室では、司書は資料に囲まれて昼食をとりお茶を飲む。これはなぜ許されるのか？考えるほどに、図書館での飲食禁止の理由の説明がつかなくなった。まして、学校図書館は保存を旨とする図書館ではない。常に資料の新陳代謝をはかることが何よりも重要な仕事であり、汚れた資料の買い替えは日常業務の内である。

また、学校には昼休みがある。この45分という時間を学校の敷地内に囲い込まれてどのように過ごすのかは、どの高校生にとっても大人の想像を超える切実な問題である⁷。特に問題となるのは、誰とどこで昼食を取るのかである⁸。唯一の親しい友人が休んでしまった女子生徒が、教室でお弁当を広げる勇気がなく校内をさまよっているところを、図書館に誘ったこともある。女子生徒の場合、校内では一人で行動することを出来る限り避けようとする傾向が見られるが、昼食はその最たるものである。生徒の状況を知れば、学校図書館も困った生徒を受け入るのは当然と考えてきた。田奈高校の場合は、教員が生徒の困り感に寄り添う文化があり、校内に一人でも昼食を取ることができる場所がさまざまに準備されている。そのため、カフェが始まるまでは、ぴっかり図書館での飲食は整理室だけに限って受け入れることで何とかしのぐことができていた。そろそろキャパシティも限界というところでカフェが始まり、教員の図書館での飲食への抵抗感が低下したことは、日常の図書館運営にとってもアドバンテージとなっている。

⁷ 佐藤有耕, 1995, 「高校生女子が学校生活においてグループに所属する理由の分析」『神戸大学発達科学部研究紀要』vol. 3, no. 1, p. 11-20.

⁸ 榎本淳子, 1999., 「青年期における友人との活動と友人に対する感情の発達的变化」. 『教育心理学研究』vol. 47, no. 2, p. 180-190.

3 「若者支援」と学校図書館

学校司書の多くが、学校図書館でさまざまな困難を抱えた子どもに出会い、支援の方法に悩んでいる⁹。担任と情報を共有することすら困難な場合も少なくない。多くの場合、子どもの話を聴いてガス抜きをすることしかできず、根本的な解決に至らず終わってしまう。困難を抱える子どもを発見しても、次につながるしくみが無いことが問題である。田奈高校で、ぴっかりカフェの前身の図書館での「交流相談」が始まってから、発見した課題を解決に結びつけるしくみが身近に出来たことによって、この問題は解決した¹⁰。ぴっかりカフェになってからは、学校司書が事後の振り返りに必ず参加するようになり、さらに情報共有がやりやすくなった。カフェの場でしか見えないことと同時に、カフェだけでは把握が難しいことをカフェスタッフと共有する時間は、ぴっかりカフェ事業の胆と捉えている。また、学校司書が、学年会で定期的にカフェでの生徒の様子を説明することで、より多くの教員と生徒の情報を共有できるようになってきた。

発見した生徒の課題を解決につながるしくみは、どの学校図書館にも求められている。プロフェッショナルの図書館員は、専門的な知識とスキルを持って利用者の潜在的ニーズを読み取り提案し、顕在的ニーズに沿って支援する。いつでも利用者の側に選択可能性を残しながら伴走している。そのスタンスは、プロフェッショナルの若者支援者と共通しているのではないかと。「指導」ではなく「支援」マインドを持つ若者支援者と図書館は相性がいい。学校図書館の場合は、公共図書館の司書とは異なり「指導」も必要な場面は当然あるものの、むしろ教育学における「指導」は、今後ますます「支援」へとシフトすることが求められている状況に照らせば、支援的マインドの大人が学校に増えることは時代の要請と言える。外部の若者支援者が学校にアウトリーチする場合、専門職員が常駐する学校図書館を視野に入れることを、もっと積極的に考えることは有効であろう。

4 「文化的シャワー」と学校図書館

学校図書館にカフェ機能が加わったことで、生徒の学びを支援する方法が格段に豊かさを増した。学校図書館が備える書籍や雑誌などのアナログメディア、インターネットを始めとするデジタルメディア、学校司書や教師、生徒といった人メディアは元々学校図書館の欠かせない構成要素のひとつとしてそこにある。生徒は学校図書館に足を踏み入れるだけで、意図的にせよ無意図的にせよそうしたメディアからの情報に触れることになる。壁に飾られたポスター、座り心地の良いソファ、斜めに配置されたテーブルなどの環境もまた、メディアと捉えることが可能である。学校図書館においてさまざま放たれるアフォーダンスを「文化的シャワー」と名付けた。カフェは、その文化的シャワーをさらに広範囲にさらに豊かに降り注ぐものになっている。飲み物や食べ物、音楽、歌、そこに居る若者支援員やボランティア、見学者、取材者との会話、地元からも遠くからも支援物資を送

⁹ 松戸宏予, 2006, 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する学校司書の意識と対応」『日本図書館情報学会誌』vol. 52, no. 4, p. 222-243.

¹⁰ 鈴木晶子, 松田ユリ子, 石井正宏, 2014, 「高校生の潜在的ニーズを顕在化させる学校図書館での交流相談：普通科課題集中校における実践的フィールドワーク」『生涯学習基盤経営研究』vol. 38, no. 3, p. 1-17.

ってくれる外部の人々の気配や共感が加わったからだ。また、さまざまなイベントもより開催しやすくなった。

生徒に文化的シャワーを浴びせることは、生徒の予防的支援の観点¹¹からだけでなく、学校図書館が担うべき情報リテラシー教育の観点からも必要なことである。「情報リテラシー」の一般的に用いられてきた定義は、「情報が必要なとき、それを認識し、効果的に発見、評価、利用する能力」である¹²。野末（2014）は、それを「コミュニティにおける問題解決の手段」と言い換え、情報リテラシー教育を「問題解決の能力を身につけるための手段」としている¹³。そして、ここ10年で情報リテラシーを教えるための多様なツールが開発され利用されてきたが、“教えない”情報リテラシー教育についても検討すべきではないかと述べる。つまり、コミュニティで「自然と」問題解決能力が育まれるような環境づくりそのものも、情報リテラシー教育のひとつの方法と考えるべきことを指摘しているのだ。ぴっかりカフェは、生徒の漠然とした不安を具体的な課題にチャンク・ダウンする場である。その上で、課題解決に向けて適切な支援につなげていく。このようにシャワーのごとく課題解決の方法を浴びることも情報リテラシー教育だとするならば、ぴっかり図書館における情報リテラシー教育の可能性は、とてつもなく広がったと言える。

5 まとめと今後の課題

以上、「居場所」「カフェ」「若者支援」「文化的シャワー」の4つの観点から、ぴっかりカフェが学校図書館で行われてきた意義について検討してきた。まとめると、次の4点を挙げるができる。1) アジールに限定されない居場所機能を持つ学校図書館にぴっかりカフェが加わったことによって、生徒にとって居場所の選択肢が学校外にも拡張した。2) 学校図書館への潜在的ニーズとしての飲食が、カフェによって公認されやすくなった。3) 外部支援者の学校へのアウトリーチの足がかりとして、専門の職員が居る学校図書館は有効であることが分かった。4) 学校図書館が担っている情報リテラシー教育の幅が、ぴっかりカフェによって拡張した。

ぴっかりカフェの取り組みには、学校図書館だけでなく、公共図書館や大学図書館の司書からも共感が寄せられる。若者支援の観点に加えて、以下のような図書館界のトレンドに関連していると思われる。「カフェ」（公共図書館／大学図書館）、「ビジネス支援」（公共図書館）、「ラーニング・コモンズ」（大学図書館）、「情報リテラシー教育」（大学図書館／学校図書館）。これらのトレンドは、多くの図書館が21世紀の学びの支援の方法を模索している結果である。ぴっかりカフェが、すべての図書館に求められている機能を孕んでいる可能性が見えてきた。これまでぴっかりカフェの活動を持続可能にし、多くの高校に広げることを究極の目標にしてきたが、そこに多くの図書館を加える必要があるのかもしれない。

¹¹ 鈴木晶子. 「ぴっかりカフェの予防効果に関する仮説（前編）」

<http://akikosuzuki.net/2015/06/23/ぴっかりカフェの予防効果に関する仮説（前編）/>

¹² American Library Association Presidential Committee on Information Literacy 1997「情報リテラシー」『同志社図書館情報学』no.8, p. 23-44.

¹³ 野末俊比古, 2014, 「情報リテラシー教育の「これまで」と「これから」 : 図書館におけるいくつかの論点」『情報の科学と技術』vol. 64, no. 1, p. 2-7.

最後に、ぴっかりカフェにおける今後の課題を述べる。一つは、生徒の参加をいかに促すかである。情報やメディアの「受容」と「表現」の循環をつくる必要がある情報リテラシーやメディア・リテラシーで言えば、「表現」の部分が足りていない。高校生が、支援される自分を客観的に捉え、そのしくみを学んで自分がどのように関わることができるか考える機会をつくりたい。もう一つは、校内の組織や人との協働をいかに促すかである。例えば、ぴっかりカフェは「キャリア支援グループ」の仕事として位置づけられているが、ぴっかり図書館は「活動支援グループ」に入っている。このように既存の組織体系との整合性をつけるのは難しく、個別の人との協働で何とか1年を乗り切ってきた。校内での協働のしくみをいかにつくっていくかを考えたい。

高校就学保障と義務教育段階での学習支援

横浜市立大学教授 高橋 寛人

はじめに

横浜市立大学教員地域貢献事業による研究として、昨年度から高校生の就労支援や交流相談について検討してきた。リーマンショック以降の日本経済の衰退と労働法制の緩和により、高校卒業生の正規雇用への就職が困難を増している。文科省はキャリア教育の改善・充実を図ろうとしているけれども、原因が経済・雇用問題にあるため、根本的な解決策とはなり得ない。

進路未定で卒業する生徒は、そのまま非正規労働につかなければニートとなる。進路未定で卒業する前、すなわち高校在学中にアルバイトにつけるように教育しておくことによって、ニートやひきこもりを防止することができる。田奈高校のバイターンは、正規雇用へのステップをも目標としているが、自分の力でアルバイトに応募して就労できるようにすることに大きな意義があると考えて、田奈高校のバイターンに注目した。

バイターンとは、インターンシップとアルバイトを合わせた造語である。低学力、発達障害などの困難を抱えているため、アルバイトに採用されない、採用されてもすぐクビになる、さらにはアルバイトに応募さえできない高校生に対する支援である。まず、コーディネーターがインターンやアルバイトを受入れてくれる商店・事業所を開拓して生徒に紹介する。生徒に事前指導を行い、事業所には生徒について説明して理解を求める。次に3日間の職場体験つまりインターンを実施する。そして、生徒と雇用主の双方が希望すれば有給のアルバイトに移行する。アルバイト期間中も、コーディネーターや学校の教員が継続して支援を続ける。生徒たちの中には、困難な状況の中で自己肯定感を持てずに育ってきた人も少なくない。しかし、自分が働いて賃金を得ることで大きな社会的有用感を得て、ものごとに対する意欲が高まる。

以上のように、高校を卒業しても正規就労は容易ではなく、非正規就労につくのさえ困難な生徒もいる。では、高校に進学しない子ども、高校を中退した子どもたちは、安定した生活をするような職に就けるのであろうか。今日、高校を卒業することは、自立のための必要条件である。どの子どもにも高校で学ぶ機会が保障されなければならない。そのためには、小中学校の段階で、高校に進学して学びたいという意欲と希望を持てるようにし、自立生活のために必要な学力をつけられるようにしなければならない。

この章では、生活保護における高校就学費と、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業について検討する。

高校就学保障

高校教育は義務教育ではないが、今日、正規就労に就いて安定的な生活を営むために高校卒業は必須条件である。経済的困窮にある家庭の子どもが高校に進学して卒業まで学び続けるために、いかなる支援を受けられるかが重要な問題である。

生活保護法制定後しばらくの間、生活保護家庭の子どもが高校進学をするためには、世帯

分離をして、教育費だけでなく生活費も自力で稼げる場合でなければ高校進学は不可能であった。1970年度から、奨学金やアルバイト収入などによって教育費がまかなえる場合には、世帯分離をすることなく生活保護を受けながら高校で学ぶことができるようになった。

高校進学率を見ると、1960年に60%弱で今の大学・短大進学率と同程度であった。しかし、1970年代半ばに90%をこえ、高校に行かないのは特別なこととなった。けれども、生活保護世帯の子どもに高校就学費が支給されるまでには、それから30年間待たなければならなかった。

高校就学費用の給付理由を、この年の厚生労働省の文書⁽¹⁴⁾にそくして見よう。まず、2003年度の一般世帯における高校進学率が97.3%に達していることをあげている。そして、2004年の福岡市学資保険訴訟最高裁判決に言及している。

昨年3月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされたところである。

そして、2004年12月の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の報告書が次のように述べたことを引用している。

高校進学率の一般的な高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。

生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。

貧困の再生産の防止と被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度にもりこむべきだと述べたのである。報告書の提言にしたがって、2005年から高等学校等就学費が給付されることとなった。小中学校の就学費用は生活保護法第11条の「教育扶助」にあたる⁽¹⁵⁾。しかし、高校就学費用は「教育扶助」ではなく「生業扶助」とされた。その理由を次のように記している。

義務教育である小・中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしたものである。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとするのでご留意願いたい。

「生業扶助」とは「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して」、それによって「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することができる見込みのある場合に限」って、次の①～③の事項の範囲内において行われる。すなわち①生業に必要な資金、器具又は資料、②生業に必要な技能の修得、③就労のために必要なものの3つである（生活保護法第17条）。

給付の具体的な内容を見よう。2014年3月改正の厚生労働省告示「生活保護による保護

(14)厚生労働省社会・援護局「平成17年全国厚生労働関係部局長会議資料」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/bukyoku/syakai/index.html>

(15)生活保護法第11条は「保護の種類は、次のとおりとする。」と記して、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種をあげている。

の基準」別表第7によれば、公立高校の入学料・入学考査料と授業料と教材代と交通費のほかに、基本額 5450 円、学習支援費 5150 円が月額で支給される（表1）。

表1 生活保護法による保護の基準 別表第7 生業扶助基準 (2014年3月改正)

1 基準額

区分		基準額	
生業費		46,000 円以内	
技能 修得 費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	76,000 円以内	
	高等学校等 就学費	基本額(月額)	5,450 円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料	高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
		入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,150 円	
就職支度費		29,000 円以内	

2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき75,000円以内の額を2年を限度として算定する。

3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

生活困窮者自立支援法における学習支援

以上のように、自立・就労のためには高校で学ぶことが必要であるという認識から、高校就学費用が生活保護の生業扶助として支給されるようになった。とはいえ、高校就学の経費が措置されるようになって、子どもたちが高校で学びたいと希望しなければ高校に進学しない。また、学力不足の場合は高校に入学できないことがある。

高校入学前の義務教育段階で、貧困家庭の子どもに対する学習支援が必要である。生活困窮

家庭の子どもに対する学習支援は、一部の自治体ですでに取り組みられてきた⁽¹⁶⁾が、近年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」が制定されて、貧困家庭の小中学生に対する学習支援事業が全国的に展開されるようになった。

2014年1月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第10条、第11条はそれぞれ教育支援と生活支援について以下のような規定を置いた。

第10条（教育の支援）国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第11条（生活の支援）国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

同法に基づいて、2014年8月に「子どもの貧困に関する大綱」が閣議決定された。そこで「生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する⁽¹⁷⁾」とした。

2013年12月に生活困窮者自立支援法が可決、2015年4月1日から施行された。生活困窮者自立支援法は「生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実・強化を図る⁽¹⁸⁾」ことを目的に制定されたものである。同年度から学習支援は生活困窮者自立支援法による事業となった。

生活困窮者自立支援法第6条第1項第4号は、都道府県・市町村が「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」をすることができるとし、第9条第2項第2号でその費用の2分の1以内を国が補助することができることと定めた。

生活困窮者自立支援法案は、社会保障審議会の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が2013年1月にまとめた報告書をふまえて作成された。この報告書の中に「子どもの学習支援や社会性を育むための支援について」という項目がおかれている。学習支援の必要性について、以下のように記している。

(16)例えば、新潟市、大津市、京都市など。小澤薫「学習支援の取り組み---新潟市における低所得世帯への学習習慣支援の取り組み」『公的扶助研究』65号、2011年11月、犬飼公一「大津中3学習会」について---貧困の連鎖が希望の連鎖に変わる社会を目指して」『公的扶助研究』68号、2012年8月、黒澤英昭「貧困の世代間連鎖に立ち向かう学習支援の取組---京都市における生活保護世帯の子どもに対する中3学習会の現状と課題」『龍谷大学大学院政策学研究』第3号、2014年10月。厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策事業補助金（社会福祉推進事業）『「生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業」実践事例集【速報版】』三菱総合研究所、2014年1月。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-0126_sanko05.pdf

(17)「子どもの貧困に関する大綱」2014年8月29日閣議決定、13ページ。

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>

(18)「生活困窮者自立支援法の公布について」2013年12月13日厚生労働省通知

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T150206Q0020.pdf>

生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関が指摘されている。このため、貧困の連鎖を防止するためには、義務教育段階から、生活保護世帯を含む貧困家庭の子どもに対する学習支援等を行っていく必要がある⁽¹⁹⁾。

貧困の世代間連鎖を防ぐために、義務教育段階からの学習支援が必要であると述べているのである。その中味が、次のように、学校の勉強の補習だけではないと述べているのが注目される。

その際、学習支援については、勉強を教えるということもさることながら、社会制度に対する知識や生きるための術といった、社会生活を営む上で必要となる知識を幅広く教えていくことが必要である。併せて、学習することの重要性についての保護者の理解を促すための取組も行っていくことが必要である⁽²⁰⁾。

勉強を教えるだけでなく、社会生活に必要な知識を教えること、また、保護者に学習の重要性を理解させるよう述べている。さらに、「学習支援に併せて、仲間と出会えて活動ができる居場所づくりも必要である⁽²¹⁾」と学習支援の場が居場所となることの必要性を訴えているのである。

江戸川中3生勉強会

以上のように、近年、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援が全国各地で行われているが、そのような学習支援の先駆に「江戸川中3生勉強会」がある。

これは、1987年はじめに東京都江戸川区の福祉担当職員の有志が非保護世帯・低所得世帯の低学力の中学3年生を対象にはじめた勉強会である。この勉強会を立ち上げにかかわった宮武正明氏は、著書『子どもの貧困---貧困の連鎖と学習支援』の中で、子どもたちの様子を以下のように記している。

子どもたちの多くは、成績がオール1に近く、それゆえにすでにずっと不登校の者、不登校になりがちな者、すでに非行グループと接触している者、髪を染めかけた者等さまざまであるが、これらの子どもたちの多くが、毎年この勉強会に一度来たら、「一日として勉強を休まない」のである⁽²²⁾。

子どもたちは、教師との進路相談では「勉強は嫌いだ」「高校には行きたくない、早く社会に出たい」という。しかし、勉強会に通ってくるのはなぜか。

これらの子どもたちは自分が学力不振のままに社会に出ることに強い不安、恐怖を持っているからである。……福祉の側から「きちんと説明し、進学希望を持たせる」ことができれば、……たとえ通知表がオール1の著しい低学力の子であっても、その後若干の学習の援助で、その子の学習意欲を引き出すことができ、容易に解決できるものであった⁽²³⁾。

ただし、この勉強会に子どもたちが通ったのは、勉強会の大人たちが、貧困、非行、低学

(19)「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」2013年1月25日、34ページ。

(20)同前、35ページ。

(21)同前。

(22)宮武正明『子どもの貧困---貧困の連鎖と学習支援』みらい、2014年、123ページ。

(23)同前、178ページ。

力の子どもたちを受け入れる姿勢を持っていたからである。

子どもたちは不安と緊張の中で勉強会を訪れる。「自分は勉強がこんなにできない。そのことが他人に知られる」という不安はこれらの子どもたちが常に周囲に抱いている不安なのである⁽²⁴⁾。

福祉職員にとっても勉強会は学びの場である。子どもたちのこと、家庭のことがよくわかる。

特に、自分を認めて信頼してくれている大人を彼らはいかに強くもとめているかを痛感しました。普通なら、暴力団や暴走族の人間ぐらいしか、彼らを相手にしていないのですから。また、子どもの話や家庭訪問を通じて、家庭の本当の姿、親の現状が見えてくるようになりました。それは、……彼らの親たちのたいへんさが身にしみてくる、ということです。そして、若いケースワーカーにとっては、こういった体験で、何冊もの本を読むより「貧困」というものが本当に分かるわけです。加えて強調したいことは、……子どもたちが驚くほどかわるということです⁽²⁵⁾。

生活困窮家庭の子どもたちと定期的に関わることによって、支援する側の大人たちが、家庭の困難さをしっかりと認識できるのである。

江戸川中3生勉強会は、貧困家庭の低学力の子どもたちを対象とした先駆的な試みである。宮武正明著『子どもの貧困』には、著者の経験に基づいて、一般家庭の子どもたちに対する学習指導とは異なる点、それゆえに配慮すべき重要なことがらが説得的に述べられている。

横浜市寄り添い型学習等支援事業

話を現代に戻そう。生活困窮家庭の子どもへの学習支援は、各市町村で行われている。以下では横浜市の取り組みを見よう。

横浜市内では、保土ヶ谷区が単独事業として2008年に開始した。2010年度からは、国の補助がはじまり、生活保護世帯向けに当初全額補助となった⁽²⁶⁾。横浜市では、2012年度までの「困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業」と「被保護者自立支援プログラム事業（学習支援）」を、2013年度から「寄り添い型学習等支援事業」に統合した⁽²⁷⁾。ただし、国の補助率は2分の1に減ることになったため、横浜市は、市の負担額を増やして、前年度をこえる額を支出した⁽²⁸⁾。

横浜市での担当部局は、学習支援と生活支援とで担当部局が異なる。学習支援は健康福祉局、生活支援は子ども青少年局となっている。健康福祉局は学習支援よりもむしろ生活支援ではないかと思われるが、学習支援は生活保護家庭の子どもを対象とする厚生労働省の国の補助事業として行われているという事情による。

この事業について「横浜市寄り添い型学習等支援事業実施要綱」にそくして見てみよう

(24) 同前、125 ページ。

(25) 同前、136～137 ページ。

(26) 「カナロコ」2015年1月31日付、神奈川新聞社 <http://www.kanaloco.jp/article/71886>

(27) 横浜市子ども青少年局「横浜市寄り添い型学習等支援事業について」2014年12月20日。

(28) 前掲「カナロコ」2015年1月31日付。

(29)。第1条によれば、「横浜市寄り添い型学習等支援事業」の目的は次のようなものである。

生活困窮者自立支援法の趣旨に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して将来の進路選択の幅を広げ、生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施する。

生活支援が学習支援とともに掲げられている。

事業の実施主体は区とし、運営については民間法人等に委託して実施する（第2条）。

運営法人の要件として、「児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があることを挙げているのが注目される（3条2項）。

対象は以下の(1)～(5)の子どもたちである。「ただし、各区の状況に応じて必要のある場合には、次の各号の中から重点的に支援を行う対象者層を定めても差し支えない」とされている（第4条）。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生及びその保護者
- (2) 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある家庭に育つ小・中学生及びその保護者
- (3) 日常生活習慣の形成、社会性育成のための支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者
- (4) 外国語を母語としているなど日本語での学習に支援が必要な小・中学生や、ひとり親家庭の小・中学生のうち、生活困窮や養育に課題がある者及びその保護者
- (5) その他、福祉保健センター長（「区長」と読み替える場合がある……引用者注）が必要と認める者

このように、生活保護など経済的困窮家庭の子ども、生活習慣や社会性の育成に支援が必要な子ども、日本語学習に支援が必要な子どもたちなどが対象である。

運営法人の事業内容は、必ず学習支援を行わなければならないが、ほかに生活支援や相談支援も加えて行うことができる（第6条）。「相談支援」とは「高校進学等、進路に関する相談等⁽³⁰⁾」である。職員については、「事業を担当する責任者1名のほか、利用人数に応じて必要な支援スタッフを配置しなければならない。」そして「学習支援の支援スタッフについては、原則として学生等のボランティアを活用する。」（第8条）としている。ただし、有償ボランティアを含む。

開設日・開設時間については、第9条で次のように定められている。

- (1) 学習支援のみを実施する場合は、原則として週2日
- (2) 生活支援を実施する場合は、原則として週5日、1日あたり5時間

そして生活支援の利用日数について、第10条が「本事業の対象者が生活支援を利用する場合は、原則として週2日を上限とする。」と定めている。利用料は徴収しないが、センター長の承認があれば、教材費・食材費等の実費相当分を徴収することができる（第13条）。学習支援だけで生活支援を行わない場合は公共施設等で実施できるが、生活支援もあわせ

(29)2013年3月制定、2015年2月改正の要綱。

(30)2014年12月20日「横浜市より沿い形学習等支援事業について」

で行う場合は常設の居場所が必要である⁽³¹⁾。

横浜市の学習等支援事業関係者の意見

ところで、横浜市立大学子ども若者の居場所研究会では、2012年より、金沢八景キャンパスを主な会場として研究会を開催してきた。実際に子ども・若者に携わっている人々が経験を語るもので、研究会というより報告・交流会である。とくにメンバーは決めず事前申し込み制もとらず、facebook で呼びかけると参加経験のある人々や関係者がシェアして広まり、興味を持った人が参加するという方式で、およそ3か月に1度のペースで続けている。近年、横浜市の寄り添い型学習等支援事業に関わっている団体や、市の事業とは別に独自に学習支援を行っている参加者から、学習等支援事業について関係者が話し合う場がほしいという声が多数寄せられるようになった。

そこで、2015年8月3日に「寄り添い型学習等支援を考えるシンポジウム」、11月27日に「子どもたちの貧困に対して今、何が出来るのかを話し合う集い」を開いた。さらに、本年2月22日に「寄り添い型学習等支援を考える研究会」を開催した。この研究会には、横浜市の寄り添い型学習等支援事業に携わっている NPO 等の団体に呼びかけて参加を要請した。事前にアンケートを送り、各事業所での学習等支援の実施状況・効果・課題等についてたずねた。20事業所中、1つを除く19事業所から回答を得た。

市内18区で各区1箇所、鶴見区と中区は各区内2箇所なので、市内合計20箇所で学習等支援事業が行われている。ひとつの団体が複数の区の事業の委託を受けているケースがあるので、事業団体数は合計12である。研究会には10団体からの参加を得た。参加団体のスタッフ（大学生ボランティアは含まない）に意見を述べてもらった。

研究会での意見とアンケートの回答を報告書に整理した⁽³²⁾。さらに、それをもとに、寄り添い型学習等支援について提言をまとめて報告書の冒頭に掲げた。以下はその提言である。

1 困窮家庭の子どもとの継続的な関わりの場という意義

学習等支援事業の最も重要な意義は、地域で支援を行う大人たちが、生活困窮家庭の子どもたちと定期的・継続的に関わる場ができたことです。困窮家庭の子どもたちのリスクに対応することにより、生活困窮の世代間連鎖を断ち切る可能性が広がりました。

2 学習支援のためには居場所となることが必要

学習等支援の必要な子どもたちの多くは自己肯定感、自己有用感を持たず、学力や学習意欲が低い子どもたちです。ほめられるよりも、しかられたり否定的に扱われたことが多いので、大人に対して不信感を持っている子どももめずらしくありません。子どもたちが学習等支援の場に喜んで来るためには、子どもたちにとって居場所となること

(31)横浜市子ども青少年局青少年育成課「寄り添い型学習等支援事業について」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/ikusei/yorisoi.html>

(32)横浜市立大学子ども若者の居場所研究会『横浜市寄り添い型学習等支援の検討……研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから』横浜市立大学、2016年3月。

http://www.yokohama-cu.ac.jp/lc_center/academic/kyouin_chiikikouken/h27_takahashi02.pdf

が必要です。

3 学習支援のためにも生活支援が不可欠

生活困難家庭は多くの場合、失業・雇用不安などの経済的困窮だけでなく、疾病、障害、地域での孤立などで困難を抱えています。そこで、これらの困難への対応について、関係機関、関係者や、支援団体につなげることのできる団体が学習等支援に携わることが有効です。

4 卒業後の継続的支援の必要性

学習等支援事業に参加した子どもたちにとって、中学卒業・高校入学後も中退危機などもあり支援事業のスタッフ等の関係は貴重です。関係を継続できるような体制が求められます。

5 貧困に関する基盤研修の必要性

学習等支援事業は経済的困窮を中心とする生活困難家庭の子どもを対象とする事業です。支援者は、現代の経済的困窮が生む様々な困難（不健康、社会的孤立、将来展望が持てない等）に関する深い理解が必要です。そこで、この事業の支援者、具体的には現場で子どもと接触して大学生を指導している人々（スタッフ、コーディネーター）に、貧困が子どもに及ぼす影響について、横浜市が基盤研修として行うことが求められます。

上記1に掲げた「困窮家庭の子どもとの継続的な関わりの場という意義」は、学習等支援事業の意義として関係者の間で最も評価される点である。リスクを抱える子どもたちに定期的・継続的に関わる場ができたことによって、リスクに対応する機会が得られ、生活困窮の世代間連鎖を断ち切る可能性が大きく広がった。また、前述の社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書では、貧困家庭の子どもの学習支援について、居場所としての役割の必要性を訴えている。これは、上掲「2 学習支援のためには居場所となる必要がある」と同様で、横浜市の学習等支援事業に携わる人々の主張と共通である。

おわりに

近年、高校を卒業しても正規就労につけない生徒が増えている。定員割れ大学がめずらしくないので、低学力でも入学できる大学は多数存在する。しかし、授業料が高く、奨学金の返済が厳しいので、貧困家庭の生徒にとって大学進学は選択しにくい。進路未定のまま卒業する生徒には、最低限でもアルバイトにつけるよう高校在学中に就労支援を行う必要がある。

高校を卒業しても自立して生活することが困難な状況が強まっている。高校に進学できない場合は、さらに困難である。2005年によく生活保護世帯の子どもに高校就学費が支給されるようになった。そして最近、生活困窮者自立支援法に基づいて、小中学生に学習の支援を行う事業が実施されるようになった。

貧困家庭の子どもへの学習支援にあたっては、まず何よりも、その場所が子どもにとって居場所となるようにすることが重要である。そして、学習支援の場を通じて貧困家庭の子どもたちと継続的に関わることで、子どもたちの抱える学習面以外のリスクにも対応しやす

くなった。生活困窮の世代間連鎖を断ち切る上で大きな可能性を有している。

[資料] 平成 27 年度研究会開催状況等

日時：5月7日 12:00-15:30

場所：神奈川県立田奈高校（訪問）

調査内容：中野和巳校長から田奈高校のこれまでの取り組みを聴く

金澤信之教諭から田奈高校のキャリア教育の取り組みを聴く

図書室のぴっかりカフェの見学、生徒と話し合い（インタビュー）

日時：7月31日 18:30-20:30

場所：横浜市立大学 文科系研究棟 1F 大会議室

テーマ：小中学生の居場所づくりと困難高校生のキャリア支援をつなげて考える

報告者：公益財団法人よこはまユース 富岡克之さん

NPO 法人パノラマ 石井正宏さん

日時：2015年8月3日（月）13:00-16:00

場所：横浜市立大学金沢八景キャンパス 文科系研究棟 1階 大会議室

テーマ：寄り添い型学習等支援を考えるシンポジウム

パネラー：水谷裕子さん（アーモンドコミュニティ）

池田正則さん（リロード）

尾崎万里奈さん（よこはまユース）

石井淳一さん（ことぶき青年広場）

コーディネーター：関口昌幸さん（横浜市政策局）

日時：9月10日 14:30-15:30

場所：横浜市立横浜総合校（訪問）

内容：校長、校長代理に交流相談とバイターンの意義を説明

日時：9月17日 11:30-15:30

場所：神奈川県立田奈高校（訪問）

調査内容：図書室の「ぴっかりカフェ」の見学、生徒と話し合い（インタビュー）

日時：11月26日 10:30 ぴっかりカフェ訪問

場所：神奈川県立田奈高校（訪問）

調査内容：図書室の「ぴっかりカフェ」の見学、生徒と話し合い（インタビュー）

日時：11月27日 18:30-20:30

場所：横浜市青少年育成センター会議室

テーマ：子どもたちの貧困に対して今、何が出来るのかを話し合う集い

報告者：一般社団法人インクルージョンネットかながわ鈴木晶子さん

日時：2016年1月29日金曜日 17:30-19:30

場所：川崎市立川崎高校定時制（訪問）

調査内容：高校生の居場所・交流相談「ぼちっとカフェ」の見学、鈴木健さんへのインタビュー

日時：2016年2月22日月曜日 18:30-20:30

場所：横浜市立大学金沢八景キャンパス 文科系研究棟1階大会議室

テーマ：寄り添い型学習支援等を考える

内容：横浜市の寄り添い型学習等支援事業に携わっている方々に事前にアンケートを行った。そしてこの日の研究会に参加いただいた。アンケート結果の報告の後で、成果や支援をすすめる上での課題・要望などについて話し合っていた。

参加者の意見とアンケートを、報告書『横浜市寄り添い型学習等支援の検討… 研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから …』全13ページにまとめた。

http://www.yokohama-cu.ac.jp/lc_center/academic/kyouin_chiikikouken/h27_takahashi02.pdf

執筆者一覧

中野 正巳 神奈川県立田奈高等学校校長
金澤 信之 神奈川県立田奈高等学校総括教諭、同校キャリア支援センター事務局長
石井 正宏 NPO 法人パノラマ理事長、(株)シェアするココロ代表
松田ユリ子 神奈川県立田奈高等学校 学校司書・NPO 法人パノラマ理事
高橋 寛人 横浜市立大学都市社会文化研究科教授 (教育学)

神奈川県立田奈高校での生徒支援の新たな取り組み

— 図書館でのカフェによる交流相談を中心に —

平成 27 年度 教員地域貢献活動支援事業 (インキュベーション型) 報告書
研究課題名: 困難を抱える若者への地域就労支援---高校における「バイターン」の実施と検証

平成 28(2016)年 3 月 31 日発行

編集: 高橋 寛人

連絡先: 〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学都市社会文化研究科

TEL 045-787-2311(代)

E-mail hirotota@yokohama-cu.ac.jp